

令和7年6月11日

第2回多度津町議会定例会会議録

1、招集年月日 令和7年6月11日(水) 午前9時0分 開議

1、招集の場所 多度津町役場 議場

1、出席議員

1番	藪 乃理子	2番	氏家 法雄
3番	大平 恭大	4番	藪内真由美
5番	門 秀俊	6番	兼若 幸一
7番	中野 一郎	8番	金井 浩三
9番	小川 保	10番	古川 幸義
11番	隅岡 美子	12番	村井 勉
13番	渡邊美喜子	14番	尾崎 忠義

1、欠席議員

なし

1、地方自治法第121条の規定による出席者

町 長	丸尾 幸雄
副 町 長	岡部 登
教 育 長	三木 信行
会計管理者	村井 崇一
町長公室長	山下 佐千子
総務課長	谷口 賢司
政策課長	吉田 拓也
税務課長	西山 政有紀
住民環境課長	土井 真誠
住民環境課主幹	喜田 浩希
健康福祉課長	山内 剛
高齢者保険課長	松浦 久美子
建設課長	柴田 浩志
産業課長	植松 肇
消防長	青木 孝一
教育課長	池田 友亮
生涯学習課長	福田 純

1、議会事務局職員

事務局長	小野 由美子
事務局長補佐	香川 馨一
書 記	前原 成俊

1、審議事項

別紙添付のとおり

開議 午前9時0分

議長（金井 浩三）

一同、ご起立をお願いします。礼。

ご着席下さい。

お早うございます。本日も定刻にご参集頂きまして、誠に有難うございます。

ただ今、出席議員は14名であります。

よって、地方自治法第113条の規定により定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は配付のとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名を行います。

多度津町議会会議規則第125条の規定により、5番 門 秀俊 君、10番 古川 幸義 君を指名致します。

日程第2. 一般質問を行います。

なお、質問者の1人の持ち時間は、質問と答弁を合わせて60分以内となっております。

それでは、質問の通告がありますので、順次発言を許可致します。

初めに9番、小川 保 君。

議員（小川 保）

お早うございます。9番、小川 保です。

一問一答にて一般質問を致します。

本日は1番目、多度津町人口と財政状況について、2番、公共施設に関するプロジェクトチームのあり方と今後の動向について。以上、2点について質問を致します。

まず、多度津町人口と財政状況について。

2年前の一般質問で、私は人口減少問題と財政状況について確認質問を致しました。

あれから2年経過致しました。改めて時系列データとして確認を致したいと思いま

す。2022年度の出生数は106人、2023年度の出生数は92人とその折、確認をしており

ました。もう一度整理したいと思えます。2020年度、2021年度、2022年度、2023年度、2024年度、過去5年間の出生数を確認致します。お願いします。

住民環境課長（土井 真誠）

お早うございます。

小川議員の出生数の推移についてのご質問に答弁をさせていただきます。

住民基本台帳における2020年度の出生数は112人、2021年度は123人、2022年度は107人、2023年度は92人、2024年度は77人となっております。

なお、議員がおっしゃった2022年度の出生数106人とただ今の答弁の出生数107人との差異について補足説明致します。

本来、妊婦が転入してきた場合、妊婦健診受診票の交換手続により妊婦であることや出産予定日などを健康福祉課で把握していますが、妊娠後期に転入し、受診票の交換をせずに県外の医療機関で出産し、本町で子の住民票が作られた後、すぐに母子ともに県外へ転出するというケースが1件発生しました。この場合、妊産婦・新生児訪問指導の対象外となりますので、妊産婦・新生児訪問指導台帳では106人、住民基本台帳では107人となります。以上、答弁とさせていただきます。

議員（小川 保）

出生数の減少が、本町の将来の不安要素であると考えられます。なるほど、そうでしょう。経済活動は人間生活が基本であることから、大切な関係要素であると認識をしております。さて、その重要性を認識しつつ、他の大切な施策についても思いを致さなければなりません。今、この町に生まれたご縁の子どもたちを含めて、今いる住民の皆様にかようにすれば、一人一人に寄り添った活動が出来るのか、健康で文化的な生活を過ごせるのか、いかようにすれば、などと考えざるを得ません。

さて、財政について改めて確認をしておきましょう。将来負担比率という数値について、これは簡単に言えば、多度津町の単独の借金の数値を国が定める多度津町の収入を含む財産規模で割った数値のことで、ざっくり言えば、年収など財産に対して何倍の借金があるのかという風な数値であります。令和3年度で言えば91億円割る49億9,000万円ですので、約1.8倍の借金であったことになると思いますが、いかがでしょうか。

また、令和5年度の数値は、いかようになっておりましたでしょうか、お示し下さい。

町長（丸尾 幸雄）

小川議員の近年の本町の将来負担比率の数値についてのご質問に答弁をさせていただきます。

令和3年度の本町の将来負担比率は182.4%であったため、議員のおっしゃるとおり、約1.8倍の借金があったということになります。

将来負担比率の算出方法としましては、将来負担額から充当可能財源等を控除した額を標準財政規模から算入公債費等の額を控除した額で除するものであります。

将来負担額には、地方債の現在高や債務負担行為に基づく支出予定額、公営企業への繰出見込額等が含まれています。充当可能財源には、財政調整基金等の基金残高、公営住宅の使用料、都市計画税等の特定の歳入見込額等が含まれています。

標準財政規模は、標準税収入額等＋普通交付税額＋臨時財政対策債発行可能額により算出されます。算入公債費等は、基準財政需要額に算入された元利償還金及び準元利償還金の額で実質的に町の負担とならないものが含まれています。

以上により算出致しますと令和5年度の数値は82.7億円÷49.0億円となり、将来負

担比率は169.0%となるため、約1.7倍の借金があるということになります。以上、答弁とさせていただきます。

議員（小川 保）

これら指標の値を計算され始めた平成19年、18年前に遡りますとその年は約3.1倍でした。つまり年収の3倍以上の借金があったということです。

それから数値は改善の方向にありましたが、令和5年度も含めて過去10年間の数値はいかような変化でございましたでしょうか。

総務課長（谷口 賢司）

お早うございます。

小川議員の過去10年間の本町の将来負担比率の数値の変化についてのご質問に答弁をさせていただきます。

まず、過去10年間の本町の将来負担比率の数値を申し上げます。平成26年度は123.3%、平成27年度は131.4%、平成28年度は116.2%、平成29年度は138.8%、平成30年度は134.6%、令和元年度は152.7%、令和2年度は149.4%、令和3年度は182.4%、令和4年度は173.1%、令和5年度は169.0%でした。

次に数値の変化については議員のおっしゃるとおり、平成19年度に318.5%となって以降、財政健全化を進めたため、平成25年度には108.5%まで改善しました。

しかし、平成26年度からは中学校の建て替えや小学校の耐震化、緊急避難路の新設や消防本部、町役場・地域交流センターの建設等、防災対策を中心とした大型の投資が続いたことが影響し、令和3年度に182.4%まで上昇しましたが、令和4年度、5年度においては減少している状況です。

令和6年度の決算については、現在、調製中ですが、将来負担比率に影響を与える一般会計の町債残高については7億3千万円程度減少する見込みであるほか、財政調整基金をはじめとする基金全体の残高については増加が見込まれるため、将来負担比率については、引き続き減少するものと考えています。

厳しい財政状況ではありますが、引き続き、町債残高の圧縮、財政調整基金をはじめとする各種基金への積み立て等により、将来負担比率の改善をはじめとする財政の健全化に努めたいと考えています。以上、答弁とさせていただきます。

議員（小川 保）

今、総務課長の方から丁寧に回答を頂きました。数値については、この18年間にわたって色々変化をしておるということでしょう。そう言いつつ、悪くなったり良くなったり、しかし、そう言いながら、行政の皆さん方の努力、そして我々議会も検討しながら、そっちの改善に図ってまいったというのが、今で表れていると思います。つまり、将来負担比率などの財政状況、これについては、言わば住民に対するサービスを行ったということの一つの現われではないかなという風に思います。余りにそれを絞り過ぎると住民サービスが低下する。そしてやり過ぎると、財

政状況が悪くなる。そういったバランスを考えながらやっていくということが、私どもの使命でないかなということも思っております。先ほどのお話によりますけれども白方小学校、多度津中学校の建て替え、それから各校舎・園舎の耐震化、消防本部、新庁舎・町交流センターなどの建設ですね、こういったものを行いました。これらは、やはり住民サービスということの基本の理念に立った投資であったらうと思います。

財政を改善しつつインフラ整備を実施する事は、やるべき政策として私ども議会も万難を排し、賛同をしてまいりました。

次のテーマです。公共施設に関するプロジェクトチームのあり方と今後の動向についてを質問致します。

私ども議会には詳細な報告が未だありませんが、風の便りで様々なお話が聞こえてきます。この一般質問でこれまでの内容につきまして、整理・質問をします。

プロジェクトチームというのは、一種のタスクフォースでなければならぬと思っております。組織内で特定の緊急性の高い課題を解決するチーム。それは組織内の各部署から適任者が招集されて任務終了後は解散する。しかしながら、招集してその任務の専従するのは本町においては、そんな余剰は抱えておりませんので、いきおい、通常業務をこなしながらのチーム活動になろうかと思っております。

大変な活動だと拝察致しておりますが、チームの目的、そして始まり、構成、ミーティングの頻度、ステップステップの議論、進め方、これまでの取り纏めなどはいかがでございましょうか。お願い致します。

政策課長（吉田 拓也）

小川議員のプロジェクトチームの概要とこれまでの議論についてのご質問に答弁をさせていただきます。

議員ご質問のプロジェクトチームについては、令和3年10月に現在の庁舎への移転を見据え、既存の役場及び総合福祉センターの在り方をはじめとして、町内の公共施設に係る諸課題について横断的に議論を行う枠組みとして設置されました。

しかし、発足当初の体制は議論の対象となった公共施設を所管する部署など一部の課のみが参加し、その会議内容についても全庁的な情報共有が行われていませんでした。

また、当時は庁舎移転後の旧庁舎跡地は県が購入する方向で交渉が行われている最中であったことから、令和3年度以降は検討が一時保留となっていました。その後、県により庁舎跡地を購入しない旨の回答があったことから、改めて庁舎等の解体とその跡地利用について検討が必要な状況となりました。そのような中で、これまでのプロジェクトチームの課題も踏まえ、まずは公共施設のハード面に係る「全庁横断的な政策調整の場」を再構築することとし、令和6年度に要綱の一部改正を行い、リーダーを副町長、サブリーダーを教育長、メンバーを全課長級職員として

構成することで、その施設の所管課以外も参加し、部署の枠を超えた総合的な検討を行える体制へと改善を図りました。

さらに、議論のプロセスや結果の共有と庁内全体の意識醸成を図るため、会議内容を全職員に全て共有するとともに必要に応じて職員から提案を募るなど町の課題について全ての職員が主体的に議論し、発案出来る取組についても積極的に行っています。

令和6年度については、全4回の全体会議と関係部署による個別協議など適宜開催した上で基本構想を取りまとめました。その基本構想については、令和6年3月定例会の総務教育常任委員会その他報告において、議員の皆様概要をさせて頂きましたが、改めて検討ステップに沿ってご説明致します。

まず、今回の検討を進めるに当たり、全ての公共施設における今後の大規模改修や更新の予定などについて情報収集を行い、概ね10年のスパンで公共施設でどのような費用が発生する可能性があるのかを調査するとともに、その内容を共有致しました。

次に今後の公共施設更新に係る中期的な見込みなどを把握した上で、旧庁舎等の跡地利用については、町民の方々が直接供する施設、かつ、人口減少局面にあることと厳しい財政状況等を鑑み、原則「ハコモノ」を増やすのではなく、既存施設の機能に移転・集約化・複合化することを前提として検討を進めることとなりました。その後、町内の既存施設について、「町内全体として配置を検討すべき施設」、「地区単位として配置を検討出来る施設」、「将来的に隣接自治体等と連携し、共同での利用も検討可能な施設」、「その他、用途廃止施設等」の4つの区分に分けて検討を行い、その議論の結果として「明徳会図書館」、「資料館」、「別館ピーチ」、「多度津地区児童館」、「中央公民館」、「健康センター」の6施設が今回の主な移転候補施設となりました。

また、跡地利用の検討を進めるに当たり、現行の都市計画についても整理を行いました。

まず、当該地区は用途地域としては「第一種住居地域」であり、また、幼・小学校はもとより県立高校が立地する文教エリアであり、さらには都市機能誘導区域でもあることから、それらに資する公共施設の集約について周辺の土地利用の動向や跡地利用に関する16の職員提案なども参考にしながら検討を深めました。その結果、跡地に整備する施設としては、視認性の高い旧庁舎跡地には図書館を核として町民の学習の場、文化を育む場や地域の交流手順となる施設整備を、旧総合福祉センター及び旧中央公民館跡地については、身近な地域の施設として、遊び・交流し・相談し、学びあえるような子育てに関する多様なサービスの提供や子育て世代の交流の場となるような施設整備を検討するとともに、併せて駐車場の不足などの町の課題についても可能な限り対応することが望ましいのではないかという議論になりました。

した。また、旧庁舎跡地の解体については、現在の本町の財政状況や老朽化が進む公共施設の両面を鑑みると跡地への施設整備に国庫補助金などの財源を活用した上で、併せてその補助の中で出来る限り早期に旧庁舎等の解体を実施することが町にとって最良ではないかという議論にもなりました。今後の旧庁舎等の解体やその跡地利用については、プロジェクトチームで作成した構想を基に施設所管課部署、財政所管部署を中心に具体的な事業計画の検討などを行っていくこととなります。

なお、地域交通の検討の際に用いた自分ごと化会議の手法などを参考に町民の方々からの意見聴取を目的とした旧庁舎等の跡地利用に係る「住民ワークショップ」や多度津駅周辺を対象とした経済性を調査する「サウンディング型市場調査」なども政策課において実施を検討していますので、その進捗などについても議員の皆様にも適宜、ご報告したいと考えております。

今後も町内の公共施設に関しては、まずは各施設を所管する部署において施設の現状や必要性、今後の方針などを十分に検討した上で、施設管理計画とともに公有財産の管理を所管する総務課とも協議を行い、それでもなお全庁的な議論が必要な事案については、その施設所管部署からの依頼に応じて当該プロジェクトチームの枠組みなども活用し、庁内において迅速かつ的確な議論が行えるようサポートしていきたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（小川 保）

ご苦労さんでした。約4ページにわたってのお話、大変、詳細でよかったと思います。

ただ、中身を色々伺う中で私が感じたのは、昔、よくコンパクトシティという風なお話がありました。今から申し上げることは、多度津町は、実は、町全体がコンパクトシティですね。つまり、本町の総面積は約24.5km<sup>2</sup>、つまり、5 km四方の小さな町です。香川県では琴平・宇多津町について3番目に小さな町という風になっております。かつ、琴平とか宇多津とかいうのは、かなり縦長の地域でもあり、あるいは横長の地域である。しかし、多度津町は意外と四角い土地になっております。構成されております。そういった中でコンパクトシティの考え方っていうのは、これは議論したら面白いんじゃないかなと。これが、今後の政策に役立つような、そういう感じがします。つまり、多度津町というのは、自ずといいアイデアが出る地域であるという風に僕は認識をしております。つまり、旧庁舎の解体、そしてその跡をどうするのかということ。その全体の中の一つの区域について、まず、これはやらないかなだろうというお考え、これもよろしいかと思えますけれども、町全体の区域の中で、コンパクトな中で、どう設置していくのか。住民がどう利用が出来るのかってなことを考えながら、この議論を進めていければ、もっと面白い議論になるんじゃないかなという風に思います。そして、多分ここにおいでる課長さん方、皆さん、このプロジェクトに入っておるといふ風に認識をしております。多

分、皆さん、忙しい中また寄らないかんわと思いながら、寄られる方もひょっとおるかも知れん。でも、この議論が出来るというのは非常に楽しいことでないかなと僕は思います。今後、この多度津町がどういう風になっていくんだらうか、ワクワクしながら議論をする。議論した後、家で一杯やりながら、あの話おもしろかったなあ、今後もう少し展開していてもいいかなってな考えが出てくるんでないかなという風に思ってます。この議論を楽しみして頂ければ有難いなと思います。そこで次の議論ですけれども将来における全体のレイアウト、これに関係することでもあります。例えば、土地開発公社の買戻しも近い。でもそれではさほど大きな、あるいは有用な土地は望めません。今、議論すべきは4箇所の小学校、そして3箇所の幼稚園、これらをひとまとめと考えれば、現状の用地の展開が考慮出来るのではないのでしょうか。限られた土地ですが、なればこそ新しく土地を生み出すアイデア、議論が大切なのではないのでしょうかね。これについて、色々ご意見を伺ったらと思っております。お願い致します。

総務課長（谷口 賢司）

小川議員の限られた中で新しく土地を生み出すアイデア、議論についてのご質問に答弁をさせていただきます。

令和5年度末に町が所有している土地のうち、公共施設等に活用されている「公用財産」及び「公共用財産」である行政財産とそれ以外の町行政に貢献させるために管理処分されるべき財産である、いわゆる普通財産の合計面積は約114万5,275㎡です。

行政財産の土地は約65万4,198㎡、普通財産の土地は約49万1,077㎡の面積があり、うち売却が決まっているものや貸与しているもの等の有効的な活用がされていない地目が宅地の土地は約1万4,560㎡です。

普通財産のうち、本通三丁目の1箇所・栄町一丁目の1箇所、計616.21㎡の土地については売却地として公募中ですが、その他の大半は500㎡未満の狭隘な土地で有効的な活用が難しいと考えています。

また、ご質問の中にあります多度津町土地開発公社が駐車場用地として取得した大通りの土地1万439㎡については、普通財産として本年度で買戻しが完了する見込みです。

本町が所有する行政財産及び普通財産のうちの限られた土地の活用方法については、まずは、各施設の所管課が十分に検討した上で所管課と協議を行い、必要に応じて公共施設再編・町有地有効活用検討プロジェクトチームの枠組みなども活用することで議論を深めていきたいと考えています。そのほか、民間活力を公有財産の活用などの事業検討に生かす取組としてサウンディング等の手法についても併せて検討するように努めてまいります。以上、答弁とさせていただきます。

議員（小川 保）

お話を伺っておりますと平方メートルで色々表現されて、どの位の大きさなのか聞きながら、どうも見当がつきづらいので、それぞれの広さをもう少し分かりやすい表現で言って頂ければ有難いと思います。再質問でお願い致します。

総務課長（谷口 賢司）

小川議員の再質問に答弁をさせていただきます。

農地の面積で馴染みのある反・町で説明をさせていただきます。行政財産の面積は約660反、約66町です。普通財産の面積は495反、約50町です。行政財産と普通財産の合計面積は約1,155反、約115町です。普通財産のうち、有効活用がされていない土地、これは宅地でございますけれども、面積が約15反、約1.5町です。売却地として公募している面積は約0.6反、土地開発公社から買戻した駐車場用地は約11反、約1.1町です。ちなみに普通財産の46.72%を占めるのは山林で約231反、約23町でございます。以上、答弁とさせていただきます。

議員（小川 保）

てなこと、反と町で表現して頂きました。やっぱりその方が分かりやすいかなという気がします。そう言いつつも余りにもでっかい数字なもので、どの位かちょっと見当がつきづらい部分もあります。それらについては、皆さん方、ご承知のことだと思います。広さを言わなくても自分たちが常に接しておる地域、行政管理をしておる土地ですから、多分イメージが湧くかなと思います。改めてその部分について、このプロジェクトチームでもそれを踏まえながら議論をして頂いたら非常に有難いかなと思います。

ところでですが、質問を出しておりませんが、非常に恐縮なんですけれども最近、気がかりなところがありまして、例えば、体育館がお休みをしております。これについての方向性もきっと議論の中に入っておるんでないかなという風に思っております。質問は提出をしておりますけれども、もしよろしければ、その現状・経過ですね。もちろん、決まっていなかったら決まっていなくていいんですよ。こういう議論が、今、進んでおりますよっていうお話頂ければ非常に有難いんですが、どなたかお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。以上です。

生涯学習課長（福田 純）

小川議員さんの再質問の体育館について答弁をさせていただきます。

答弁になるかどうかですけれども、今現在、議員さんおっしゃられるように第1体育館につきましては、休館という形にさせて頂いております。改修とか改築とか色々あると思うんですけども多額の費用等が掛かってまいりますので、それにつきましては、今おっしゃられました公共施設のプロジェクトチームであったりとかで色々検討しながら、進めて行きたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。以上、答弁とさせていただきます。

議員（小川 保）

突然で、ごめんなさいね。今の回答では、方向性はあんまりよく見えませんが、いずれにせよ皆さん方、これについては、非常に気がかりな部分だと。私どももそうです。それから、実際、体育館を常々使っておられる住民の方々もそうです。非常に気がかりなことなので、是非、このプロジェクトチームの中の大きなテーマの一つとして議論を進めてもらいたいという風に思っております。多分、多額な予算が掛かろうかと思っておりますので、そんなに簡単なことではないという風には私どもも認識をしております。恐らく2年も3年も掛かるんでないかなど、そこまでは想像しておりますけれども、あと、それについて色々手配をして頂いていると思います。今現在、使われておる住民の方々に対して、この体育館以外のところで活用をうまく割り振り・検討をしておるんでないかと思っておりますが、その点について、もしお話し頂ければ有難いなと思っております。よろしいですか。お願い致します。

町長（丸尾 幸雄）

小川議員の再々質問にお答えを致しますが、詳しいことは、また、のちほど福田課長の方からお話をさせていただきますけれども、私の方としては町の方針として、どういう風な方向で持っていくかということについて、お話をさせていただきます。まず冒頭よりお詫びを致します。町民体育館、今、使えません。その用途によって多度津中学校とか諸々の小学校の体育館、また、近隣の体育館、そういうところを使用しております町民の皆様方には、本当に心からお詫びを申し上げます。今、お話がありましたように町の財政というものを考えながら、これから1日も早く改築をしていくことが大事だと思っております。当初、私どもは体育館は多分、建て替えになるだろうな。耐震診断をすれば、建て替えになるだろうな。だったら、建て替えの時に今のところを潰して、その後に建てるのか、また別のところに建て替えをしなきゃいけないのかなということ、私ども執行部の一部の方で考えておりました。こういうところに建て替えしようということも考えておりましたけれども、耐震診断の結果が耐震補強でいい。建て替えはしなくていいという、そういう答えが出ましたので、それだったら今のところで、建て替えじゃなくて耐震補強工事で皆さんのサービスの提供を行っていく、そういうことに変えて行きました。そしてその中で期間としては、今議員さんがおっしゃったように2年か3年かかると思っています。その間に町民の皆様には本当にご不便をお掛けします。そのことについては本当にお詫びをしても、それで片付く訳ではないんですけども、ただ1日も早く体育館が使用出来るように、そういう風に努めてはいく覚悟で職員全員で考えております。今、具体的な建て替えをする内容とか、そういう期間的なもの。そういうことはちょっと今、ここでは申し上げられないんですが、そのことは、担当課の方でもなかなか申し上げにくいと思っております。今の現状で今の方向性は、私の方で話をしました。もし福田課長の方で補足があるんだったら言って下さい。終わ

ります。

議員（小川 保）

突然の質問で恐縮です。本当に皆さん、物すごく心配をしております。1年後なんだらうか2年後なんだらうか3年かかるんやろか。いやいや、出来るんやろか。もう色んなお話が方々で飛び回っておりますので、出来るだけ議論っていうのを進めるということが大事ですので。議論が進んだものについては、広く公表して頂く。このことを是非お願いして、今後のプロジェクトチームの活躍に期待したいと思っております。よろしくお願い致します。以上で、質問を終わります。有難うございます。

議長（金井 浩三）

これをもって、9番、小川 保 議員の質問は終わります。

次に10番、古川 幸義 君。

議員（古川 幸義）

10番、古川 幸義です。通告順により次の質問を致します。

今回は税についての質問を致します。最近の税に関して年々税金と社会保険料が高くなり、生活が苦しいといった意見が多くあり、お嘆きの方が多いのは、事実と思います。税と社会保険を合わせた国民負担率は2013年より40%を超え、2021年では過去の48.1%と高く、2024年度の見込みでは45.8%とまだ高く、今後、上昇する傾向でないかと案じております。減税を求める声はたくさん聞こえております。仁徳天皇の高貴さを偲ぶエピソードに相応しく、「高き屋に登りて見れば煙立つ民の籠は賑わいにけり」という和歌を詠まれています。仁徳天皇が高台より民の暮らしを見渡すと民の家より一筋もかまどの煙が立っていないのを見て、民が貧しいからであると判断され、3年間徴税を禁じると命令されたという逸話は有名であります。今、国に対し、現在の国民負担率が少しでも軽減されることを願い、次の質問に入らせて頂きます。

1点目は「市街化区域と都市計画税について」、2点目は「学校給食異物混入について」質問致します。

1点目の質問は、「市街化区域と都市計画税について」を質問致します。

1点目の質問は多度津町は都市計画税を徴収していますが、現在までの使い道はについてお伺いしたいと思います。

総務課長（谷口 賢司）

古川議員の都市計画税の使い道についてのご質問に答弁をさせていただきます。

本町の都市計画税は多度津町都市計画税条例により、税率及び課税区域などが定められています。同税は都市計画事業又は土地区画整理事業の費用に充てる目的税であることから、用途がこれらの事業に要する費用に限定されています。

また、同税は前述のように目的税であるため、総務省から通達された「地方税法の

施行に関する取扱いについて」において、「予算書、決算書の事項別明細書あるいは説明資料等において明示することにより議会に対し、その用途を明らかにするとともに住民に対しても周知することが適当である。」とされていることから、令和7年度一般会計予算資料に「都市計画税の用途内訳」を掲載しています。

同税を充当している予算は、公共下水道事業会計への繰出金及び都市計画費などです。そのうち、都市計画費では都市計画管理費、緑化推進費及び公園事業費などに充当しています。

令和7年度当初予算において、都市計画税としての歳入予算は6,550万円、歳出予算は都市計画費と公共下水道事業会計への繰出金を合わせて4億6,794万6千円となっており、歳出に対して不足額を生じていることから、本町における都市計画税は全額を都市計画費に充当する見込みです。以上、答弁とさせていただきます。

議員（古川 幸義）

ただ今の答弁に対しまして再質問を致します。

第1問目は、都市計画税の使い道についてと答弁されましたが、私の1点目の質問は、多度津町は都市計画税を徴収していますが、現在までの使い道はという現在までという言葉がありますので、税条例が昭和45年から条例を設けまして、されておりますから、昭和45年度から今までに経緯としてどういう風になったかということをお聞きしたかったんですが。昭和45年からの経緯も触れさせていただきます。昭和45年度から都市計画税を徴収し、55年という歳月が経っており、本町は都市計画に着手致しました。昭和45年頃の町長は信濃町長で、皆さんご存知のとおり、臨海工業部分の埋立をやっておられて、それから高島町長から小國町長。今現在の丸尾町長へと継承されて、途中で政策が多少は変化したものの、都市計画については変わってないと思います。ですから、今までやったのは、課長のお答えになったのは、公共下水道会計の繰出し及び都市計画税では、都市計画管理、緑化推進及び公園事業とお答えになりましたが、総務省の都市計画税については、このように分類されております。都市計画税の種類として交通系においては道路、都市高速鉄道、駐車場、自動車ターミナルなど。公共施設については公園、緑地、広場、墓苑・墓のことですね。それから生活系については水道、電気、ガス、上下水道、ごみ処理場など多岐に渡っております。今、述べた以外にもこれまでの経緯として都市計画として工事をされたことがあると思いますので、そこをちょっとお聞きしたいと思います。

総務課長（谷口 賢司）

古川議員さんの再質問に答弁をさせていただきます。

先ほど私が答弁させていただきました都市計画管理費、緑化推進費及び都市事業費に都市計画税を充当しておる訳でございます。これまでも都市計画管理費でありますとか緑化推進費というのは、これまでも予算には計上して予算執行をさせて頂いてお

ります。また、先ほど公園という話がありましたけれども都市公園になりますとか、そう言った部分の中でも、この都市計画税というのは充当させて頂いております。先ほど答弁でも申し上げたんですが、今年度、都市計画税6,550万円でございます。大体、都市計画税というのは横ばいでございますので、歳出、都市計画費として公共下水道会計繰出金です。それが、先ほど答弁ございましたとおり、歳出、億を超えてございます。ですので、都市計画税というのは、都市計画費の中にこれまでもずっと充当はさせて頂いておるということでございます。以上、答弁とさせて頂きます。

議員（古川 幸義）

再質問ではありませんが、ちょっと意見を述べさせて頂きます。多度津町は、都市計画税を取るという市町については、香川県下でも珍しく多度津町とお隣の善通寺市、それから観音寺市の2市1町でございます。多度津町は経年が55年ございましたから、色んな公園とか、それから消防署、それから色んな墓地など色んなところが整備がされてきたと思いますので、これからも都市計画税をずっと取っていきながら都市計画をやっていくというので、本来の下水道だけじゃなくて変わらず色んなところに施工して頂きたいと思います。

それでは、次の質問に入らせて頂きます。

2点目、都市計画税の納税対象者の条件はについてお願い致します。

税務課長（西山 政有紀）

古川議員の都市計画税の納税義務者についてのご質問に答弁をさせて頂きます。都市計画税の納税義務者等については、多度津町都市計画税条例第2条において「都市計画法第5条の規定により指定された都市計画区域内に所在する土地及び家屋に対し、その価格を課税標準として、土地又は家屋の所有者に課する」と規定されています。

この都市計画税の課税対象区域は、昭和45年度から実施された都市計画街路事業（港線）の区域から始まり、その後、昭和59年度に決定した公共下水道事業の認可区域が追加されてきました。

従って、当該区域内の土地又は家屋の所有者が都市計画税の納税義務者となります。以上、答弁とさせて頂きます。

議員（古川 幸義）

ただ今の答弁に対しまして、再質問がございます。

納税義務者については、税条例の中に詳しい一覧等が入っております。その地番と都市計画税の都市計画図というのがございまして、都市計画税、ちょっと範囲が広くて、このように着色されて用途地域を出されております。この都市計画に課税されている部分と都市計画区域っていうのは、重ねてみると全くブレがないんですよ。これは税務課ではなくて、都市計画を担当される建設課、若しくは政策課でも結構

ですから、お答え願いたいと思います。

政策課長（吉田 拓也）

古川議員の再質問に答弁をさせていただきます。

下水道の区域と用途地域がイコールかというお話かと思うんですけども、かなり近いではあるかと思いますが、基本的には先ほど総務課長が申し上げたとおり、都市計画税条例の中で区域が別途定められております。なので、完全にそれがイコールという訳ではございません。以上、答弁とさせていただきます。

議員（古川 幸義）

今の答えなんですけど。納税地域について網掛けという地図というのは、ありません。網掛けしているとどんなに整合性があるかどうかっていうのは分かると思いますので、是非、大変な作業だと思うんですけど、それは確認のために整合性があるかどうかっていうのは、是非そういう資料をお願いしたいと思います。これはもう再質問ではございません。要望としてさせていただきます。

次に3点目です。課税標準額0.1%と条例で定められていますが、その根拠はについて、お答え願いたいと思います。

税務課長（西山 政有紀）

古川議員の都市計画税の税率を0.1%と条例で定めている根拠についてのご質問に答弁をさせていただきます。

まず、地方税法（第702条、第702条の4）において、都市計画税の制限税率が定められており、市町村は0.3%を上限として土地又は家屋の所有者に課することが出来るとされております。なお、条例制定当時の制限税率は0.2%でした。そのため本町では、昭和45年度に都市計画税の賦課を始めた際に、当該都市計画に関する事業に必要な費用から算出し、税率を0.2%と定めたものと思われまます。その後、納税義務者の税負担を鑑み、昭和47年度からの税率を0.1%に定めております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（古川 幸義）

今の答弁に対しまして再質問を致します。

税務課長の方から、答弁があつて0.1%で当初決められて0.2%に上げた。その0.2%に上げて、やはり1%返したつていう根拠ですね。もう少しお答え願いたいと思うんです。過去のことで、なかなかお答えづらいと思うんですが、多度津町は臨海工業団地を設けまして、その横には「さぬき浜街道」がありましたんで、道路整備をしなきゃいけないというところは、一種の条件であつたと思うんです。今現在が6,700万円と総務課長が、お答えになられましたけど、以前はもっと額が少なく、その倍ですから、最小限必要だつたと思うんですが、やむを得ず0.2%から0.1%に変更した根拠がもしあれば、お答え願いたいと思います。

税務課長（西山 政有紀）

古川議員の再質問に答弁をさせていただきます。

まず、現在の多度津町の税率としては0.1%で課税をしておりますが、この条例の制定当時、昭和45年度は0.2%でした。その後、昭和47年度からの税率を0.1%の税率にしておりますが、これは、その当時の資料を私も少し見ていたんですが、まだその当時は公共下水道事業等も始まっておりませんでしたので、議会の皆様と話し合いをさせて頂いた中で、減額をすとか都市計画税を廃止すとか、そういう議論があった中で0.1%に定めるということで、その当時の議論が終わって実施されたようになっておりました。以上、答弁とさせていただきます。

議員（古川 幸義）

ただ今、再質問に税務課長が答えて頂いた訳なんですけど、やはり0.2%で、その当時には。公共下水道が後から平成元年でしたかね、その当時に出て来たから、相当、公共下水道でお金が要ったと思うんです。ですから、町民の負担になっているので0.1%にしたってということになつとるんだと解釈致します。

それでは、次の質問に入らせて頂きます。軽減措置は、どんな様な要件でしたか、質問致します。

税務課長（西山 政有紀）

古川議員の軽減措置の条件についてのご質問に答弁をさせていただきます。

都市計画税の賦課徴収は、固定資産税の賦課徴収の例によるものとされているため、減免等についても固定資産税の例に準じます。減免については、「①貧困により生活のため公私の扶助を受ける者の所有する固定資産、②公益のために直接専用する固定資産、③町の全部又は一部にわたる災害又は天候の不順により、著しく価値を減じた固定資産」のいずれかに該当し、町長において必要があると認めるものと定められています。

また、宅地等に対して課する都市計画税の特例についても固定資産税の課税標準額の特例と同様に定められています。この特例とは、税負担の公平性等の観点から平成9年度の評価替え以降講じられている段階的に負担水準を均衡化させることを重視した調整措置のことです。以上、答弁とさせていただきます。

議員（古川 幸義）

ただ今の答弁に対して再質問を致します。

都市計画税条例第6条において、町長が、都市計画税を固定資産税と併せて賦課し及び徴収することが出来ない特例の事情にある場合においては、この限りではないという、この場合とは、どんな場合でしょうか。

もう一つ、用途地域内で市街化区域でありながら、計画道予定地内の建て替えとかリフォームが出来ず、市街化地域のメリットがなく、都市計画税を納税している方など、この2点について再質問致します。

税務課長（西山 政有紀）

古川議員の再質問に答弁をさせていただきます。

減免等についてのこととなりますが、町長において必要があると認めるものと定められております。この内容でございますが、まず1番目に貧困により、生活のために公私の扶助を受ける者が所有する固定資産。これは、そういう生活保護受給者という方には、減免申請を出して頂いております。2番目は公益のために直接専用する固定資産。これは、現在、多度津町にはございません。3番目に町の全部又は一部にわたる災害又は天候の不順により、著しく価値を減じた固定資産。これに該当するのは、火災・災害等による減免によるものでございます。以上、答弁とさせていただきます。

政策課長（吉田 拓也）

古川議員の再質問に答弁をさせていただきます。

まず、古川議員がおっしゃった市街化区域ということでございますけれども、香川県の方は市街化区域とそれ以外の市街化調整区域というのは、平成16年5月17日をもってその線引きを廃止しております。ですので、市街化区域というところは、町の線引きとしてはございません。ただ、先ほど申し上げたとおり、都市計画税につきましては、都市計画税条例の中で区域が定められているところに賦課されているところでございます。以上、答弁とさせていただきます。

議員（古川 幸義）

続きまして5点目の質問に入らせて頂きます。

都市計画税は、土地区画整理事業計画について費用になってるものとされてますが、具体的な本町ではどのような計画でしょうか。

総務課長（谷口 賢司）

古川議員の本町における土地区画整理事業の計画についてのご質問に答弁をさせていただきます。

先ほどの答弁でも申し上げましたとおり、都市計画税は都市計画事業又は土地区画整理事業の費用に充てる目的税であることから、本町においては土地区画整理事業ではなく、都市計画事業に充当しています。

なお、土地区画整理事業は土地区画整理法に基づき、都市計画区域内の土地について公共施設の整備や宅地の利用の増進を図るために行われる土地の区画形質の変更及び公共施設の新設又は変更を行う事業です。

具体的に申し上げますと、大きさや形が歪な複数の土地を集め、一つ一つの土地の区画を整えたり、道路を通したりすることで、その一帯の土地の利便性を向上させる事業となります。

本町においては、これまでに土地区画整理事業として事業を実施したことはなく、都市計画事業として実施しています。以上、答弁とさせていただきます。

議員（古川 幸義）

続きまして、6点目の都市計画において用途地域内の改正や整備が必要と思われるのですが、いかがお考えでしょうか。お答え願いたいと思います。

町長（丸尾 幸雄）

古川議員の用途地域内の改正や整備についてのご質問に答弁をさせていただきます。本町では、昭和61年3月20日に用途地域の当初計画決定がなされ、その後、都市計画法の改正に基づく用途地域の細分化や地域特性、個別土地の特性の変化に応じて計画変更を行っており、現在、設定されている用途地域は平成24年9月28日に計画変更されたものであります。

議員ご質問の用途地域の見直しについては、令和6年度に県が実施した都市計画基礎調査の結果によると、現在指定されている「住居系用途地域」、「商業系用途地域」、「工業系用途地域」内において、土地利用の変更などにより、指定の用途と異なる土地利用が行われている状況が一部存在しております。

しかしながら、用途地域の見直しは単独ではなく、農振地域との兼ね合いや本町の都市計画マスタープラン及び立地適正化計画などのまちづくりの方針などに基づき、まち全体の整合性も図りながら慎重に検討していくことが大変重要となります。

また、用途地域の変更に伴い既存不適格が生じる可能性があり、対象住民に少なからず影響が及ぶことから、十分に精査した上で用途地域変更について検討を進める必要もあります。

次に用途地域内の整備につきましては、近年の土地利用の状況として用途地域の縁辺部や外側において開発圧力が高く、大規模商業施設や分譲住宅などの宅地化が進む一方で、中心市街地では空き地や空き家が散発的に発生する都市のスポンジ化が発生しております。

そのような中心市街地の課題に対して、国の指針に則り立地適正化計画を策定し「居住誘導区域」及び「都市機能誘導区域」を定め、生活サービスやコミュニティが将来にわたり持続的に確保されるよう、政策的に居住及び都市機能の立地誘導に努めているところであります。

それに対して用途地域白地地域における土地の利用につきましては、都市計画マスタープランにおいて、自然環境の保全や営農を主体とした「営農・農村集落ゾーン」、景観や環境を悪化する施設の立地を抑制し、田園環境や周辺の住環境に十分配慮した計画的な商業施設の誘導に努める「郊外的商業ゾーン」をそれぞれ設定していますが、本町における近年の土地利用の実態としては、用途地域外における農地の宅地化が進行し、虫食いの開発が進んでいる状況です。

今後、まずは近隣自治体の状況も含め都市計画全般に関して、調査研究を行っていきたいと考えております。その上で、良質な都市環境の形成又は保持を図るために農地と都市の課題解決に向けた必要な土地規制を課すことを目的として、特定用途

制限地域などの規制を課すことも視野に入れながら、適正な土地利用規制の在り方についての検討を継続的に行っていきたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（古川 幸義）

ただ今の答弁に対しまして再質問をしたいと思います。

ただ今、答弁を頂きました中に色んな計画区域がございまして、特に答弁の中で白地地区っていうところが、扱いをどういう風にするかということをお答えになりましたけど、今ここに書かれてる部分が白地地区ですね。私が平成23年から30年と28年ですか、令和3年にも白地地区についての、商業地域ではありながら白地地区になっておりますので、白地地区では開発とか、そういう土地の部分に対して存在があります。ただし、用途地域に縛ってしまえば、また農地が絡んでおりますので、なかなか難しい案件であります。前の三谷課長、高嶋課長から始まりまして県に申合せをしていると。その中では、私が度々言ってます277号線で、丸亀・多度津・詫間線とそれから「浜街道」に継続して、この地域を都市計画道路を貫通させて早くしないと都市計画的には、商業地域に変えてきたと。それから新しく道路が出来ますと、丸亀・多度津・詫間線、これがザグザグの近くまで開通されましたので、この南北の土地がマルナカとかそれから新しく店舗が来まして、やはり、道路が通ると土地利用については、非常に密接した考えだと私は思っております。ですから、この都市計画道路の開通ということは、都市計画により非常に大事なことだと思っております。ちょっと私が頭に小さく入れてるのは、コンビニですね。コンビニがある場所ってございます。いわゆるコンビニ係数というものがございまして、人・物・金が動くところには必ずコンビニが調べて、こういう風な重なってはいながら、これが長目になって登録されています。ですから、浜街道に4点ですね。それから277号線沿いにも2つありまして、本当は3つあったんですが、1つはなくなっております。やはり、コンビニが出店するということは、やはりそこに人も金が動いているという現状でございます。ですから、この白地地区に何とか計画道路をして、更に用途地域に準じるという風をお願いしたいと思うんですが、これは町長でよろしいんですか。

政策課長（吉田 拓也）

古川議員の再質問に答弁をさせていただきます。

ただ、コンビニ係数という言葉は存じ上げておりませんでした。今後、勉強させて頂けたらと思います。用途地域の見直しについては、先ほど町長の方から答弁がありましたとおり、古川議員がおっしゃるとおり、農業振興地域との兼ね合いもございますし、あと都市計画というのは、出来るだけ都市の形成を計画的に行っていくという都市化を整備するというような趣旨もございまして、そのような趣旨を踏まえながら、総合的に慎重に検討する必要があると考えております。また産業課

の方の農業振興地域を見直すとともに歩調を合わせて、必要な変更につきまして、適宜判断をしていきたいという風に考えております。以上、答弁とさせていただきます。

町長（丸尾 幸雄）

古川議員のご質問に対しては、吉田課長の方から答弁をさせていただきましたが、少し私の方から古川議員がいつも言われてること、思われてることに対して答弁をさせていただきますと思っています。

いつも古川議員が懸念されております277号線、イオンの前の通り、南北の通り、これを浜街道まで抜く。JRが間に入っていますので、これがネックになっておまして、今までずっと出来てませんでした。もう何十年も出来ていませんでした。その辺のところの忸怩たる思いっていうのは、議員の思い、本当に痛切に遺憾に感じております。今、私ども多度津とそれから丸亀市、善通寺市、そして県も含めて、今、計画道路の完遂というものをやろうとしています。それには、やはりネックとなるのがJRの線路ですね。これを跨ぐっていうこと。これも今、知事の方は、それを理解してくれています。その中で、この道路を幹線道路として浜街道から善通寺の高速道路まで一本の道で結ぶ。この計画道路はもう30年前、40年前にあったんです。ところが、この話が丸亀の金倉町でボツになっておまして、そのままになってるんですが、今、丸亀市も善通寺市も多度津町と一緒に、この道を高速道路まで抜けていこう。そしてそこから琴平の方の377号線に抜けてやっていこうという風なことも今、考えています。取りあえずは、2市1町で高速道路までの道をまっすぐの南北の道にしたい。これは県にもお願いをしております。県の方も、そして、私どもの新田 耕造 県議にもお願いをしております、重点課題として取り上げてくれておりますので、早くこれをまず。これは積年の課題であります。今、古川議員さん、常におっしゃって頂いておりますけれども、この積年の課題を早く解決していきたいということは、今は丸亀も善通寺も乗って来てくれております。そこから高速道路まで繋ぐということは、一番ネックになっているのは、丸亀の金倉、そして善通寺の2つが入って来てますので、いつまでに完成かっていうのはちょっと私も分からないんですが、1日も早くって言ったら通俗的な言い方かも知りませんが、本当に早く完成したいと思っておりますので、ご理解を頂きますよう、お願い申し上げまして、答弁とさせていただきます。

議員（古川 幸義）

それでは、次の2点目の質問に入らせて頂きます。

学校給食異物混入について、過去にも異物混入があり、再発防止策を強化されたはずでありましたが、今回、何故事故が起きたのか、お伺い致します。

教育総務課長（池田 友亮）

古川議員の過去にも異物混入があり、再発防止策を強化されたはずであったが、

今回、何故事故が起きたのかについてのご質問に答弁をさせていただきます。

議員ご指摘の今回の異物混入については、令和7年5月20日に提供された「山菜うどん」の中にホッチキスの針のような薄いものが1本混入されたものです。当日は、12時38分に1市2町学校給食センターに第1報が入り、危険物と判断し、12時40分に各幼稚園、小学校、中学校へ「山菜うどん」の喫食中止及び異常確認の連絡をしました。大部分の園児・児童・生徒は喫食が終了していましたが、異常の報告はございませんでした。

議員のご指摘のとおり、過去に異物混入があった際には、関係機関が連携して可能な限り混入の原因を特定し、対処してきました。しかしながら、原因の特定に至らず、管理体制の強化のみにとどまった事例もございます。従前からの対策により、1市2町学校給食センターの中ではホッチキスの使用はなく、事務所内で使用するクリップ等においても金属や色付きのものを使用する等、細心の注意を払っています。また、材料の納入業者においても金属検査探知機を用いて確認を行ったり、目視確認の徹底等を行っていますが、事故を完全に防ぐことが出来ていない状態です。以上、答弁とさせていただきます。

議員（古川 幸義）

次の質問に入らせて頂きます。今回の異物混入の原因はについてお答え願いたいと思います。

教育総務課長（池田 友亮）

古川議員の今回の異物混入の原因についてのご質問に答弁をさせていただきます。異物混入については、材料に付着している場合や給食センターにおける調理中のほか、給食の配膳時等においても可能性は排除出来ません。今回の異物については、報告を受け、1市2町学校給食センターに納入された食材及び調理場内で使用している全ての調理機器等について調査しましたが、異常はありませんでした。また、納入業者から提出された企画書において金属検査探知機の実施の有無の確認、納入業者及び製造業者へ問い合わせを行っており、現在のところ、異物混入の経路は不明です。以上、答弁とさせていただきます。

議員（古川 幸義）

ただ今の質問に対して再質問を致します。

原因が不明という結果では、なかなか回答としては駄目なんじゃないかなと思うんですが、金属物が混入したという想定でも構いませんが、原因と思われることを述べて頂きたいと思います。

教育総務課長（池田 友亮）

古川議員の再質問に答弁をさせていただきます。推測で物事をこの場で言うことは難しいと思っております。給食センターの少なくとも中においてホッチキスの使用はなかったというのは間違いない話なんですけれ

ども、納入業者による金属検査探査機の結果と学校の配膳地の調査等の結果において、今現在ある訳ではございません。全ての部分の過去に戻る訳にはいかないもので、今時点で分かっている部分で言えば、原因の部分は給食センターの中で使っていないということだけ、答弁をさせて頂きたいと思います。以上、答弁とさせていただきます。

議員（古川 幸義）

3点目の質問に入らせて頂きます。今後の再発防止策についてお伺い致します。教育長（三木 信行）

古川議員の今後の再発防止策についてのご質問に答弁をさせていただきます。1市2町学校給食センターは、納品時における検品の目視強化、衛生管理の徹底等を既に実施していますが、さらに厳格に実施するようにします。また、調理委託業者には、納入された食材の検品の目視強化並びに調理機器や調理器具の点検、整備を一層強化するように指示致しました。物資納入業者に対しては、「給食物資の衛生管理、品質管理、施設管理及び従業員の健康管理について」を文書で注意喚起しています。

安全な給食の提供に向けて衛生管理体制を維持するとともに異物混入が発生した際には、原因や対策について正確に情報提供していきます。以上、答弁とさせていただきます。

議員（古川 幸義）

ただ今の答弁に対して再質問したいと思います。

再発防止策というのは非常に重要なことでありまして、災害がまず起きるということは小さなこういうニアミスは、たくさんで。私が以前に質問をした時には3件でした。今回1件で、そういうのが上がるということが、問題点の中に氷山の一角であった海水面に出ている部分が、それだけあったということでございます。その下には、もっと危険な事故という案件というものが発生する可能性は十分にあり得ると思います。今回、給食センターが外注の方では方策というのが、まず必要なんですけど、これはかなり事故再発防止策として、今まで色んなことが出来たと思うんです。それ以外の不明というところで、他に問題が隠されているのではないかと考えられます。再発防止をその辺りから改めて考える必要があるのではないのでしょうか。

教育長（三木 信行）

古川議員の再質問に答弁をさせていただきます。

議員おっしゃるとおり、そこにまた新たな事案が起こることにつきましては、さらなる対策とか、そこに何か原因が見つけられないものがあるのではないかと考えるというのは非常に妥当であるし、そういうことを我々も考えていかなければいけないと思っています。今回の事案は、金属製のものということで給食だから色んなものが混入することがあるんですけども、今回のような時に、す

ぐに喫食を停止するとか、そういう風に取り決めをしているのは、その目的は、子どもたちの健康被害を防ぐというのが第1の目的であります。だから、こういう事案につきましては、先ほど氷山の一角ということがあったと思うんですけど、まずそういうのがないように、こういう事案については透明性を明らかにすることが非常に大切だと思っています。関係者、我々教育委員会の関係者も当然でございますし、それから給食の調理の方や納入業者、そして関係の児童・生徒、園児ももちろん、保護者にも透明性をきちんとして、お知らせをして、次の再発防止のために気持ちをしっかり引き締める。しっかり出ていくということが非常に大切だという風に思っております。それからもう一つは、我々の方と業者との間で適切な緊張感というのが必要だと思っています。減点方式とか色々あるんですけども、今回のような事案が起きた時には、しっかりと要望していく、そのことによって緊張感を持って、こういう事案をしっかりと防いでいくことが大切であると思っています。決してあるかも知れないことではなくて、あってはならないということを肝に銘じて、これからも取り組んでいきたいと思っています。以上、答弁とさせていただきます。

議員（古川 幸義）

再質問ではございませんが、まだ、異物混入という以外に感染症とか、それから細菌性という問題もございます。これも合わせて今後の課題として、どうやって防疫をするか。どうやって守るんだということを、お考えをお聞きしたいと思いますので、また次回に質問させていただきます。

これにて、古川 幸義の質問を終わらせて頂きます。有難うございました。

議長（金井 浩三）

これをもって、10番、古川 幸義 議員の質問は終わります。

ここで暫時休憩致します。

次の再開の時間は11時、よろしくお願い致します。

休憩 午前10時41分

再開 午前11時0分

議長（金井 浩三）

それでは、休憩前に引き続き、会議を再開致します。

次に11番、隅岡 美子 君。

議員（隅岡 美子）

11番、隅岡 美子、順次一般質問をさせていただきます。

質問は、高齢難聴者の聞こえのフレイルについてであります。

以下3点について、一問一答方式でよろしくお願い致します。

聞こえのフレイルとは、聞き取る力が衰えることです。

聴力の衰えが進むと会話に消極的になったり、活動範囲が狭まったりするため認知症やうつ状態のリスクが高くなります。

国立長寿医療センターの疫学調査によれば、軽度難聴レベルの有病率は65歳以上から急激に増え始め75歳から79歳では、男性が71.4%、女性が67.3%、80歳以上になると男性84.3%、女性73.3%とほとんどの方が加齢に伴う難聴を患っていることが明らかになっております。

高齢者の方は、聞こえにくくなると相手にそのことを伝えられず、聞こえたふりをしたり、会話の声が聞こえず自ら人との会話や交流を避ける傾向になります。やがて、うつや無気力、認知機能の低下に繋がっていく方もおられると思います。

早期に補聴器で聞こえをサポートする事で認知症予防に一定の効果が期待出来るということです。認知症の進行を防ぐためにも加齢性難聴を早期に発見し、適切な治療を行う事が大切になってまいります。

そこでお伺い致します。聞こえのフレイルの予防推進について、本町ではどのように捉え、また、どのように取り組まれていくのかをお伺い致します。

町長（丸尾 幸雄）

隅岡議員の聞こえのフレイルの予防促進について、本町ではどのように捉え、どのように取り組んでいるのかについてのご質問に答弁をさせていただきます。

ご質問にもありますとおり、聞き取る力が衰えると特に高齢者は会話に消極的となり、活動範囲が狭くなることで、うつや無気力、認知機能の低下に繋がると言われております。

聞こえのフレイルは、老化の一種で、誰もがなる可能性があります。

大音量でテレビを見たり、音楽を聴いたりしないことや騒音など大きな音が常時出ている場所を避けること、静かな場所で耳を休めることや耳まわりの血行よくするためにストレッチや耳引っ張り体操等を日常生活に取り入れる等、生活習慣の中で予防することを健康相談や健康教室などで周知啓発に努めてまいります。以上、答弁とさせていただきます。

議員（隅岡 美子）

ご答弁でございました。町長のご答弁の中から再質問です。

この町長言われた答弁の中で、少し重複する箇所があるかも分かりませんが、ご容赦願います。こういった症状のほかにヒアリングフレイルかもということ、例えば家族にテレビやラジオの音量が大きいと言われる。また、相手の言ったことを推測で判断することがある。集会や会議など数人の会話でうまく聞き取れないことがある。また、話声が大きいと言われる。また、聞き返すことがよくある。聞こえた振りをしてしまう。また、聞こえにくいことがきっかけで、外出することが億劫になったということ、私もすごく、この中で一つぐらいあります。

それで、そのご答弁の中からの質問です。最後の方ですけど、健康相談や健康教室

など、これから聞こえのフレイルについて周知啓発に努めていきますということで、もし、この健康相談や健康教室の中で、こういった内容でしましたよとかこれからする予定でありますとか、そういったことがございましたら、ここでご教示をお願い致します。よろしくお願いいたします。

健康福祉課長（山内 剛）

隅岡議員の再質問に答弁をさせていただきます。

健康教室、健康相談で生活習慣病予防相談というのがあって毎月行っております。広報の保健だよりの行事予定の方に掲載しています。6月は、もう終わりましたが、6日の金曜日、20日の金曜日、27日の金曜日を予定しております。また、こういう場所で、そういう耳の方の相談とかして頂きたいと思います。また、後の答弁の方で出てくるんですけども、昨年度は健康教室を行ないましたので、また、健康教室の方も結構参加者の方がたくさんおられたので来年度以降になると思いますが、行う予定をしております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（隅岡 美子）

ご答弁でございました。これは、質問ではないんですけども、この聞こえのフレイルというのは、自分でもなかなか気がつかないことが多くて、気がついた時は、ある程度進んでいるということで、やはり何かの機会に早期発見、早期治療に繋げていくということが大切だと思っております。

続きまして、②の質問に入ります。また、豊島区では、加齢性難聴を早期発見するために65歳以上の区民の方を対象に無料でヒアリングフレイルチェックに取り組んでいます。介護予防の一つとして行っているということです。これは、民間企業が開発した無料のアプリ、みんなの聴力チェックアプリというアプリでございます。職員がタブレット端末を操作すると音が聞こえてきて、参加者はその音を聞き、聞こえてきた音を紙に書くものです。言葉の聞き取り状態を簡易的に把握するものです。

2023年にヒアリングフレイルチェックを受けた332人のうち、3割から4割の方が聞こえに問題がありました。

本町でも早期発見に向けて、このアプリを使ったヒアリングフレイルチェックを導入してはと思います。町のお考えをお伺い致します。よろしくお願いいたします。

健康福祉課長（山内 剛）

隅岡議員の民間企業が開発したアプリを使って、早期発見に向けた聞こえのフレイルチェックを導入することについてのご質問に答弁をさせていただきます。

本町におきましては、現在のところ民間企業が開発したアプリを使ってのチェックを導入することは考えていませんが、今後の対策として、医師や言語聴覚士などと協議したいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（隅岡 美子）

ご答弁でございました。そこで、導入は考えておりませんが、今後、協議したいと考えています。少し期待をしておきます。よろしく申し上げます。

そこで、私の方から提案をさせていただきます。このヒアリングチェックシートというものを活用しては。と私は考えております。最初の答弁にございましたように、6月6日にもお口のフレイル予防で実施をしたということで、今後、ヒアリングチェックシートというのが、大変活用したらいいのではないかと考えておりますが、その点いかがでしょうか、お願い致します。

健康福祉課長（山内 剛）

隅岡議員の再質問に答弁をさせていただきます。

ヒアリングチェックシートの導入につきましても、医師や言語聴覚士などと協議したいと考えております。私もちょっと詳しく、健康相談とかでどういう相談を受けていて、どういう風に回答しているのかというのは把握しておりませんが、ひょっとしたら、その中でヒアリングチェックシートとかは使われてるかも知れません。また、調べて、もし使ってなければ、出来るだけ使いたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（隅岡 美子）

ご答弁でございました。有難うございます。

ヒアリングフレイルというのは、まず、皆様方に広く知って頂くということからスタートをすればいいかなと考えております。また、高齢者宅訪問の際には、このヒアリングチェックシートの活用をし、その方の聞こえのチェックをしながら、早期発見をし、また、町の地域包括センターとか難聴の具合によっては、適切な医療機関に、そのお話をしたり、適切な支援へ繋げていくという一連の流れで、そういったことも大変重要なことだと思っております。また、この普及啓発についてでございますが、こういったこともしていったらいいかなと思うことが、普及啓発はもちろんですけどもリーフレットの作成とか簡単なものでいいんですけど、そういった普及啓発のためのリーフレット作成なども提案をさせていただきたいと思いますが、その点、いかがでしょうか。再質問です。お願いします。

健康福祉課長（山内 剛）

隅岡議員の再質問をさせていただきます。

議員さんの質問の中にありましたリーフレットとかを作成しての普及啓発は、また、色々考えながら作成したいと思えます。また、行政の方ではそういうものを作っていないけども、医療機関とかでは、そういうものを作っているかも知れませんので、また、調べながら、うまく活用出来るように考えたいと思えます。以上、答弁とさせていただきます。

議員（隅岡 美子）

答弁でございました。また、そういったことも前向きに捉えて頂くということの

理解を致しました。

先進地の豊島区だけではないんですけど、他の先進地の事例も調査研究して頂くということもよろしくお願ひしたいと思ひます。

次に③番の質問です。本町においても難聴高齢者の早期発見や周囲が正しい知識を身につけることが重要であると思ひます。職員をはじめ、住民の皆様への聞こえのフレイルに関する講演会等を開催してはと思ひます。よろしく、ご答弁をお願ひ致します。

健康福祉課長（山内 剛）

隅岡議員の職員をはじめ、住民の皆様への聞こえのフレイルに関する講演会等を開催してはどうかについてのご質問に答弁をさせていただきます。

本町では、健康づくりに関心のある住民の方を対象に開催する令和6年度の健康づくりセミナーにおいて、四国こどもとおとなの医療センターの言語聴覚士を講師に迎え、「加齢と難聴、良い聞こえでより良い毎日を」と題し、令和7年1月21日に地域交流センターで講演会を開催しました。演題に興味を持たれた方に多く参加して頂き、今後も開催することを検討しています。

職員に対しましては、普段の窓口業務において特に難聴高齢者への対応は「話し始めの合図、ゆっくり区切って、目を見て、大きく口を動かす、静かな場所で、言い回しを変える、筆談」など丁寧に対応するよう周知しています。以上、答弁とさせていただきます。

議員（隅岡 美子）

ご答弁でした。有難うございました。

その健康づくりセミナーで、四国こどもとおとなの医療センターで講演会を開いたということで、大変多く参加して頂きということをごに書いてございますが、何名位の参加者がありましたでしょうか。よろしくお願ひします。

健康福祉課長（山内 剛）

隅岡議員の再質問に答弁をさせていただきます。

参加者は55人の参加がありました。これは昨年の令和6年度の健康づくりセミナーの中で、2番目に多い参加人数となっております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（隅岡 美子）

ご答弁でございました。大変、多くの町民の皆様が参加をされたということで、本当にうれしく思っております。また、このフレイルの早期発見、早期治療ということで役場の方では、こういった大変、丁寧に対応をされておりますということのほか、前に一般質問をした時は、補聴器の購入というのは、まだ本町では実現はしていません。そういったこととか補聴器を付けるなど、また、今までは骨伝導イヤホンというのがございまして、これは、宇多津ではもう実施をされておると聞いております。色々なことがございまして、本町では、こういったことを

今、丁寧に進めておるといふことをごさいます。また、健康教室は次も開くといふことのご答弁を頂きまして、また、健康相談は各地区の公民館とか、高見いこいの家、佐柳本浦・長崎などでは、血圧測定とか検尿、体脂肪測定、塩分濃度測定などをされているようでごさいます、こういったところにもヒアリングフレイルのチェック、また、そういったお話などを今後して頂けたらなうて思っております。その辺りは、いかがお考えでしょうか。お願い致します。

健康福祉課長（山内 剛）

隅岡議員の再質問に答弁をさせていただきます。

各地区で行っております生活習慣予防相談の中でも議員さんがおっしゃるように、聞こえのチェックの方を取り入れていきたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（隅岡 美子）

ご答弁でございました。五感の中で最後まで残るのが、聴力という風に私も勉強しております。やはり大事な器官であります。健康寿命を延ばすためにも病気もそうです。早期発見、早期治療というのが大変重要でございます。また、私もこういったことで、しっかり気をつけましようという事で何か症状があれば、すぐ対処していく。医療機関を受診するなど、そういったことで、本町においても皆さんが健康で楽しい生活が出来るようにと今回こういった質問を取り上げさせていただきます。また、色々ありますけれども、しっかりと推進して頂けたらなうて思っております。

これで11番、隅岡 美子の一般質問を終わります。

皆様、ご答弁、有難うございました。

議長（金井 浩三）

これをもって、11番、隅岡 美子 議員の質問は終わります。

ここで、暫時休憩に入ります。

再開は13時と致します。よろしくお願ひ致します。

休憩 午前11時23分

再開 午後 1 時 0 分

議長（金井 浩三）

それでは休憩前に引き続き、会議を再開致します。

次に2番、氏家 法雄 君。

議員（氏家 法雄）

2番、氏家 法雄、一般質問を始めさせていただきます。

はじめに昨年より続く米価高騰は以前として高止まりを続けており、政府は今春か

ら備蓄米の放出を始めましたが、スーパーに並ぶ5キロ入りの米は4千円を超え、前年のほぼ2倍で推移しています。消費者の家計を直撃する緊急事態は一方で、生産農家からは消費者の米離れや今後の暴落を懸念する声も漏れ聞こえます。

帝国データバンクによると2024年に倒産や休業・解散に追い込まれた米作農業生産者の数は42件で2023年の35件を上回り、過去最多を更新したと言います。一刻も早い解決と将来の安定供給、また農業環境の改善を一刻も早く望むものです。

それでは本題に入ろうかと思えます。今回の一般質問では瀬戸内国際芸術祭について2つの角度から問わせて頂こうと思えます。

本年は、3年に一度の「瀬戸内国際芸術祭」が開催されます。すでに春会期を終えましたが、本町では高見島で秋会期の予定となっています。

6月議会では、「瀬戸内国際芸術祭 2025」について、いくつか質問させていただきます。丸尾町長は本年3月の施政方針の中で瀬戸内国際芸術祭、ほか観光事業について次のように言及しています。すなわち【魅力あふれる観光の振興】ということで、次に魅力あふれる観光の振興であります。新年度は「瀬戸内国際芸術祭 2025」及び「大阪・関西万博」と国際的にも注目されるイベントが開催されるため、国内外からより多くの観光客などが見込まれますので、県や各種団体などの関係機関と連携し、既存の観光コンテンツに加え、広域観光の受入れ態勢の整備・強化などを図ってまいります。また、観光振興団体への支援や観光情報の発信を引き続き実施するとともに従前から行っております「さぬき瀬戸大橋広域観光協議会」や「空の駅かがわ」、「北前船日本遺産推進協議会」等、県内外の関係機関との連携を図り、広域的な取組による本町への来訪者の増加、交流人口等の拡大に努めてまいります。と述べております。

そこで質問です。芸術祭をはじめとする観光振興について「県や各種団体などの関係機関と連携し、既存の観光コンテンツに加え、広域観光の受入れ態勢の整備・強化などを図ってまいります」とありますが、具体的にはどのように進んでいるのでしょうか。

1つ目は「関係機関と連携」の状況や予定について教えて下さい。

町長（丸尾 幸雄）

氏家議員の県や各種関係機関との連携の状況や予定についてのご質問に答弁をさせていただきます。

昨年度の「さぬき瀬戸大橋広域観光協議会」の事業においては、現在開催中の「EXPO2025大阪・関西万博」を見据え、中讃圏域の広域観光への関心度を高めるため、令和7年1月に神奈川県川崎市で開催された「香川県物産展」に出展し、観光PRや多度津産オリーブオイルなどの販売を行い、特産品の宣伝・周知を行いました。また、4月5日、6日の2日間にわたり開催された「ウルトラうどんマラニック」

にもサポーターとして参加し、町のPRを行いました。

高松空港に設置されている「空の駅かがわ」は、観光名所にもなっている「うどんの出汁が出る蛇口」に加え、来場者の方々に本町や県内各市町の観光パンフレットを手を取ったり、各自治体の紹介動画を視聴したりして頂くことが出来る場となっています。

また、北前船日本遺産推進協議会のホームページでは、本町の紹介記事や構成文化財をまとめた北前船データベースが公開されています。今後も各関係機関との連携を深め、多度津町の情報発信を続けてまいります。以上、答弁とさせていただきます。

議員（氏家 法雄）

町長、丁寧な説明有難うございます。今日までの取組について、ご説明頂いたんですが、分かる範囲で結構ですので再質問になりますが、今後の連携の予定等ありましたら、ご説明頂ければと思います。

産業課長（植松 肇）

氏家議員の再質問にお答え致します。現状、さぬき瀬戸大橋広域観光協議会及び中讃圏域で行っております観光部門のイベント等については、具体的なものは現状決まっております。ただ、インバウンドであったり、国内観光の拡大等が非常に叫ばれております。先ほど答弁にもありました、うどんマラニック等のスポーツイベントも大変人気となっております。こういったものの開催について、出来るだけ広域的な観点で執り行っていきたいと考えております。また、本町独自のやり方としても観光協会等を通じて、何かしらイベントを開催出来ないかということで、検討は進めてまいりたいと思っております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（氏家 法雄）

次は、既存の観光コンテンツに加え、広域観光の受入れ体制の整備・強化とありますが、その進捗状況について教えて下さい。また、ここでは「既存の観光コンテンツ」と分けられているんですけども、こちらを具体的に示した上でお答え頂ければと思います。

産業課長（植松 肇）

氏家議員の既存の観光コンテンツに加え、広域観光の受入体制の整備・強化の進捗状況についてのご質問に答弁をさせていただきます。

本町におけます観光コンテンツとしては、瀬戸内国際芸術祭の会場となっている高見島と県外から多くの観光客が訪れる佐柳島、桜の名所である桃陵公園に四国遍路第77番札所、道隆寺や弘法大師・空海、誕生の地と言われております海岸寺などがあります。また、本町で行われているイベントと致しましては、多度津町観光協会が実施しております「たどつさくらまつり」、「たどつ全国凧あげ大会」、「たどつ港まつり花火大会」が挙げられます。

さくらまつり、凧あげ大会ともに本町において古くから親しまれているイベント

であり、本年は4月6日（日）に開催され、両イベントともに多くの来場者で賑わいました。

また、毎年8月の第1土曜日に開催されています「たどつ港まつり花火大会」は、県内でも有数の規模を誇る花火大会で、毎年多くの観客で賑わっており、今年度も開催に向け、多度津商工会議所と共に準備を進めているところであります。

地元ガイドによる、まち歩きツアー「たどつまち歩き」は通年開催されており、いずれのまち歩きコースも多くの参加者を集め、多度津町の魅力を体験して頂いております。

さらに、平成29年度より始まりました「たどつ桜たんページェント」は、多度津町の新たなイベントとして定着しています。こちらは、官民共同組織「まねきねこ課」が主催するイベントで、新たな視点を取り入れた試みとして注目され、毎年多くの来場者が集まり、遠くは関東からも参加者が訪れる人気のイベントとなりました。

これら既存の観光コンテンツを先ほどのご質問にありました広域観光組織での取組等でPRを行い、また、県や各市町の観光協会などの関連団体との連携を深め、更なる来訪者の増加に繋がるよう努めてまいります。以上、答弁とさせていただきます。

議員（氏家 法雄）

再質問をしたいところもあるんですけども先を急ぎたいので、一つだけお願いが出来ればと思うんですけど、百十四銀行の百十四経済研究所の「香川の姿2024年版」が出来たんですけども、例えば観光というのが冒頭に出てきますが、やはり未だ多度津町というのは、観光の「か」の字も出てきてないのが現状っていうところを認識した上で、既存のコンテンツはあるけれどもPRしたら人が来るのかっていう問題で今、我々は上に上がれてないってところがありますので、物があるよって来て下さいって言っても誰も来ないのが現状だと思いますので、そこでどう呼び込んでいくかっていうが、この後に続くんですけども、取組を重ねて頂きたいなと思います。そこで今、観光というところでお話が言及しましたので、先に進もうかと思いますが、今、こういう状況で、広域的な中で多度津町をアピールしていくってことなんですけどそこに工夫をしながらということで、コロナ禍の先の2022年の芸術祭では、経済効果は103億円と推計されています。既存の観光コンテンツに加え、広域観光の受入れ体制の整備強化などを図ることで、本町に対する経済効果も期待出来るんですけど、そこで質問です。芸術祭、秋会期になりますが、こちらの客をターゲットにした本町独自の経済効果・呼び込みの取組はあるのでしょうか。お願いします。

産業課長（植松 肇）

氏家議員の芸術祭をターゲットにした本町独自の取組についてのご質問に答弁を

させていただきます。

前回2022年の瀬戸内国際芸術祭の開催時には、内陸部開催として本町筋にある建物を利用して3つの作品展示が行われるとともに町指定文化財である合田邸の公開を行いました。

今回の瀬戸内国際芸術祭では、陸地部側での作品展開については現時点で未定とのことです。芸術祭は本町に多くの方が訪れる良い機会であることから、陸地部側で作品展開がない場合においても多度津港からJR多度津駅までの道程で、例えば本町筋に立ち寄り、合田邸の公開や日本遺産に指定されている北前船関連資料の展示をご覧頂くなど来訪者の方に本町の歴史や魅力を肌で感じて頂けるような取組について庁内で検討してまいりたいと考えています。以上、答弁とさせていただきます。

議員（氏家 法雄）

再質問をさせていただこうかと思うんですが、何らかの芸術祭に訪れる観客を対象に手を打っていくことを庁内で検討されるということなんですが、もう9月まで3箇月しかない状況です。例えば、この北前船なんかですと資料館を管理している指定管理者との連携も必要になってくると思われるんですが、例えば今後、ざっくりになるかと思うんですけれども、どういうスケジュールで、その対策っていうものをオープンにされるのか。道筋をお示し下さい。

産業課長（植松 肇）

氏家議員の再質問に答弁をさせていただきます。

現状では現在特別こういったものをしていいたいということで構想が固まっている訳ではございません。ただ、氏家議員がおっしゃって頂いたとおり、資料館等に非常に多くの北前船の資料が残されております。あるいは本通筋においてもたくさんの資料がございます。本町筋を愛する会の方々、あるいはまち歩き団体の方と、こういった方々と連携しながら観光客の方に多度津を知ってもらう機会というのを創生したいという風には考えております。非常に時間がないということは、ご指摘のとおりであります。時間がない中ですが、皆様方と協力しながら、少しでも観光客の方に足を運んで頂けるようなものを作りたいと思っておりますので、しばらくお待ち頂ければと思っております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（氏家 法雄）

是非、柔軟に迅速に取り組んで頂きたいんですが、先に町長がこれまでの取組をおっしゃってたんですけれども、例えば、このウルトラうどんマラニック、これもちょっと拝見させて頂いたんですが、非常に簡単に出来る割には面白い試みだなっていう風な印象を受けました。例えば、既存の観光コンテンツを色々並べて頂きました。西は海岸寺から東は道隆寺、その中央に本町筋があり、色んなコンテンツがあるということなんですが、ウルトラ多度津うどんマラニックのようなもの、簡易なものでも出来ると思うんですね。昨日も重伝建の問題で、重伝建がその地域だ

けの問題のようになって。町長はそうじゃないんだと、多度津全体に波及していくコンテンツなんだっていうお話もされていまして、そういう既存の観光コンテンツを周遊出来る、また、何らかの回るとスタンプがあるとか、そういう簡単なことからでもいいと思いますので、何もやらないで、また3年流れていかないようにして欲しいなと思います。ぜひ、取り組んで頂ければと思います。

続けますが、2022年の芸術祭では、高見島だけでなく陸地部においても作品展示が初めて展開されました。「瀬戸内国際芸術祭2025取組方針（改訂版）」で示された高見島の「今後の展開方針・展示内容」として「急傾斜に立ち並ぶ家々を活用し、既存作品と新規作品を織り交ぜながら島を紹介していく。また、陸地部では、古くから金比羅参詣や北前船の寄港地として多くの人で賑わい、四国鉄道発祥の地として栄えた多度津駅から港までのエリアを2022年同様に作品展開に活用する」とあります。これは具体的な予定は、まだ示されておりませんが、展示のあるなしに関わらず、高見島へ鑑賞に訪れる方々は多度津駅から多度津港へ進むようになるかと思えます。これまでの芸術祭での対応を見ますと案内不足や対応不足の遅れが否めません。

2022年の実行委員会の『総括報告』では、住民意見交換会（高見島、多度津町本通）の課題として次のような声が寄せられています。

陸地部への来場者の周遊を促す方法を検討する必要がある。次回に向けて多度津の町を歩いてもらい、産業の活性化に繋げるにはどうすればよいのか考えなければならぬ。

この課題が3年間そのままになって、待ったなしの3箇月になっている状況です。こうした声が寄せられていますけれども、今回は、こうした反省は生かされているのか、どのような対策を講じているのか教えて下さい。

政策課長（吉田 拓也）

氏家議員の陸地部への来場者の周遊を促す対策についてのご質問に答弁をさせていただきます。

本町は2013年より瀬戸内国際芸術祭に参加しており、高見島が作品会場となっていました。2022年には初めて陸地部側の本通筋で多度津街中プロジェクトとして作品展開が行われました。

しかしながら、島しょ部と比べて陸地部の作品は来場者数が伸び悩んだこともあり、2022年会期後の地元住民との意見交換会の中でも陸地部への周遊を促すような方法を検討する必要があるのではないかと意見があったことを認識しています。この意見が出た要因の一つに会期中のJR多度津駅と多度津港を結ぶシャトルバスが考えられます。JRを利用して来られた方は、無料のシャトルバスを利用することで駅から港までスムーズにアクセスすることができ、来場者からも大変好評でした。

一方で、陸地部で作品展開された本通筋へは徒歩で向かう必要があったため、JRでお越しの方や高見島から帰ってきた来場者に対してスタッフが声掛け等により本通筋への誘導を行いました。それにより、一定の成果はあったものの選択出来る移動手段が徒歩しかなく、十分な周遊を促すことが出来なかったと考えています。

今会期は、現時点では陸地部の作品展開は県実行委員会より示されていないこともあり、まずは瀬戸内国際芸術祭を目的とした来場者にフェリーに乗り遅れることなく無事に高見島に渡って頂くことが最重要であると考え、従来と同様に無料シャトルバスの運行とともにJR多度津駅から多度津港間の徒歩推奨ルートに来場者が迷わず進行出来るように看板や幟を複数設置する予定です。また、その他として今後は広域的に新たな移動手段の取組が出来ないか近隣自治体や県実行委員会などの関係機関とも協議を行っていきたいと考えています。

いずれにしても町外より多数の来場者が訪れる貴重な機会ですので、多度津港と高見港に設置される案内所にチラシやパンフレットを設置し、来場者に積極的に配布することで周遊を促すとともに今後作成を予定している島マップについては、高見島の情報だけではなく、陸地部側の魅力的な場所や宿泊施設、飲食店などを掲載することで高見島はもちろんのこと本町全体の魅力についても発信し、出来るだけ多くの方の本町への滞在や再訪に繋げていきたいと考えています。以上、答弁とさせていただきます。

議員（氏家 法雄）

確かに2022年の会期では、例えば地図とか案内マップのようなものの類いの準備もかなりずれ込んで遅れて配布になったり、捨てた状況が見られましたので、先ほどの産業課とも時間がないっていう中で、一生懸命こちらに関しても漏れなくやって欲しいと思う一方で時期的なタイミングを考えますと10月は移動交通の実証実験も始まる。国勢調査も始まるっていう中で会期が重なるっていうことを考えますと、その担当課がきちんと自覚を持ってそれぞれ出来る取組ということに執念を持ってやって頂かないと全部が中途半端になってしまうのかなっていう印象が拭えません。ですので、責任感と役割分担というところをきちんと自覚しながら、この瀬戸内国際芸術祭を迎えるようにして欲しいと思います。また町長がいつもおっしゃる周遊性というところ、町内の。を考えてみるとこのシャトルバスにしても朝一本、町内をグルッと回ってから港に行くっていうのもあってもいいのかなっていう印象もありますので。例えば、それだとそんなに予算規模が一気に膨れるということも無いと思いますので、そういう工夫もされるとよろしいのかと思います。先に開幕した春会期では前回は228,133名で、今回は320,668名と大幅に増加しており、経済効果もさらなる上乘せが期待出来ます。是非、9月の補正予算で何らかの対策を講じて頂きたいとお願い申し上げます。

それでは、引き続き瀬戸内国際芸術祭を取り上げようと思いますが、教育という観

点からこの芸術祭を考えてみようと思います。

瀬戸内国際芸術祭は、次のような理念を掲げています。

すなわち、『海の復権』をテーマに近代化の中で、ともすれば忘れられてきた島を舞台に現代アートの力を借りて島のお年寄りの笑顔を願い、瀬戸内海が地球上の全ての地域の『希望の海』となることを目指す壮大な地域再生の取組です。

アートを通じて地域の内外の方々が地域の魅力を再認識することで地域活性化へと繋がりたいとの思いが込められています。2022年の総括報告に掲載されたアンケートの中で芸術祭を通じて自分が住む地域の見方が「大いに変わった」、「少し変わった」と回答した住民が35.2%であったとそれを裏付けています。

この意味で、先に観光とか経済っていうところに注目しましたが、教育とか地域というところに対しても芸術祭との関わりの中で、地域が元気になっていくヒントがあるんじゃないかと思います。

今回の開催では「瀬戸内国際芸術祭 2025 学校連携事業」として香川県では「アーティスト×中学生交流プログラム」を新たに実施しています。

その目的は「中学生が自分たちの暮らしている地域の魅力を学ぶとともに自ら考えて行動することで豊かな心や想像力を育み、人間性を磨き高める一助」を目指しとあります。今年度は5校が選ばれ、アーティストとのワークショップが予定されています。

残念ながら多度津中学校は選ばれておりませんが、芸術祭をきっかけに導線とすることで多度津町の「宝」である児童生徒が多度津町の魅力を発見し、アートを通じて「自ら考えて行動する」ことが出来るようになれば、多度津町の持続可能な発展に寄与出来るのではないかと考えます。

そこで質問です。瀬戸内国際芸術祭は今回で6回目となりますが、芸術祭と本町小・中学校の連携事業は、これまでにあったのでしょうか。

政策課長（吉田 拓也）

氏家議員の芸術祭と本町小・中学校の連携事業のこれまでのご質問に答弁をさせて頂きます。

瀬戸内国際芸術祭の学校連携事業については2018年より開始されており、2022年までは高等学校が学校連携事業の対象となっていました。今回は、県実行委員会の方針として、これまで学校連携事業を行っていなかった中学校に重点が置かれたため「アーティスト×中学生交流プログラム」が実施されることとなり、高等学校の連携事業は現時点では香川県立高松工芸高等学校のみであると聞いています。

なお、小・中学校ではありませんが、これまでの高見島に関連した学校連携事業ですと2019年には、香川県立丸亀高等学校により事前調査を踏まえた高見島アートツアーが行われました。2022年には、香川県立多度津高等学校により高見島研修センターにおける写真展示やテーブルやベンチの寄贈が行われました。

また、学校連携事業ではありませんが、2013年には「畏敬・よみがえる失われたかたち」という作品がありましたが、これは当時の本町の全幼稚園児と小・中学生により、約3,000本の黄色い旗に青いインクで手形やメッセージが描かれたもので、高見島の屋外に展示されました。

現時点で町内の小・中学校や高等学校が学校連携事業の対象とはなっておりませんが、引き続き県実行委員会に対して町内の公立学校との連携について強く働きかけを行っていきます。

学校連携事業の有無に関わらず、子どもたちがアートを通じて地域の魅力を学ぶことは重要であると考えますので、今後も県実行委員会と情報共有を密に行いながら、各学校に対しても適宜情報提供を行うとともに必要に応じて町独自の取組としての学校連携について、関係部署とも連携して検討を行っていきます。以上、答弁とさせていただきます。

議員（氏家 法雄）

まだ、どういう余地が残されているのかというところが、微妙なところもあるかと思うんですが、是非、実行委員会、また、香川県の方には多度津の児童・生徒が関われるような何かないのかということ強く要望を上げて行って欲しいと思います。そのことで、住んでいる町のことを知れば知るほど愛着も湧いていくようになれば、定住意識も促進されていくことだと思いますので、ここは、しっかり、つき上げて行って欲しいなと思います。今、芸術祭実行委員会とのやりとりの中で、これまでのこと、今後のことについて説明を伺ったんですが、今度は学校教育とか教育現場の方でどうなのかっていうことを伺おうかと思っています。

そこで次の質問になりますが、小・中学校の児童・生徒を対象にした瀬戸内国際芸術祭に係る本年度の取組予定というものは、ありますでしょうか。

教育長（三木 信行）

氏家議員の小・中学校の児童・生徒を対象にした本年度の取組予定についてのご質問に答弁をさせていただきます。

本年度、瀬戸内国際芸術祭の芸術家が講師となったワークショップは予定されていません。

過去に芸術家が講師として実施したワークショップ等は芸術家の速水 史朗 先生による特別授業が行われたり、文化庁の巡回公演における「手話狂言」に向けたワークショップや「よんでんアンサンブル」、「アンサンブル神戸」による演奏会やワークショップ等が行われています。

これらのイベントは、文化庁や主催団体から各小・中学校へ教育委員会を通じて照会があったり、直接、照会が行われたりしています。各小・中学校においては、年度途中であっても照会があったイベントの中から希望するイベントがある場合に申込みを行い、内示の後、内容やスケジュールを協議し、実施しています。

よって、今後、瀬戸内国際芸術祭の芸術家の方からワークショップ等の実施希望があった場合は、各小・中学校へ照会させていただきます。以上、答弁とさせていただきます。

議員（氏家 法雄）

芸術家とのワークショップ等に関して、今後余地があれば、是非、触れることの出来る機会を作って頂ければと思います。この瀬戸内国際芸術祭、アートということなんですけれども、もう一つ重要な観点がありまして、瀬戸内海の島ということなんです。本町では高見島が会場として選ばれるということなんです。多度津の住民の方でも、なかなか今、島に行ったことのない人の方が多い時代です。ですので、何らかの形でワークショップに関しては、あれば是非やって頂きたいんですが、多度津の児童・生徒が高見島などと何らかの関わりが持てるような機会というのは、作ることというのは、可能でしょうか。再質問させていただきます。

教育総務課長（池田 友亮）

氏家議員の再質問に答弁をさせていただきます。

議員ご提案の高見島、また佐柳島等々に児童・生徒が行くという趣旨は、理解致します。ただ、児童・生徒を移動させるというケースの場合、児童・生徒の安全、また移動手段や費用、事故の対応であったり保険であったり、引率の有無などを事前に考える必要があると思います。具体的な話というのが進んでいけば、学校の方とも相談させて頂ながら考えていきたいと思っております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（氏家 法雄）

確かに現実的に差し迫った3箇月後、中学校の学生生徒さん全員を高見島に招くというのは、かなり不可能に近いところもあるだろうなということは、拝察出来るんですけれども学校教育という縛りもあります。そういうところで考えると再々質問になるんですけれども、少し教育ということの枠を広げてみて、生涯学習というところから、学校教育という現場を離れて、生涯教育というところで高見島、また、アートのようなものに町内の方々が触れ合う機会を作ることは出来るのかどうか、それを再々質問させていただきます。

教育長（三木 信行）

氏家議員の再々質問に答弁をさせていただきます。

生涯教育というと生涯学習課長とも今後、相談していくことになろうかと思っておりますが、一般的な大人という意味だろうと思うんですけど、これについては先ほどの安全面とか費用の面とかありますので、十分検討していかないかんところもあると思っておりますし、価値のあるところだろうと思っております。児童・生徒、特に生徒につきましては、例えば、これまでですとボランティア団体の方から色々ご紹介頂いて中学生が高見島へ渡って案内をしたり、それから茶粥の接待をしたりということはありません。今、具体的には前回はどうだったかという資料がないんですが、2019年に私

は多度津町の現場におりましたので、そういうボランティア団体の方からそういう照会がありまして、当然、保険もあって安全であろうということで私自身も生徒と一緒にいったこともありますし、数回にわたって、この会期の土曜日あたりは色々な活動に参加をしたということもあります。そういったことで繋がりはありますし、興味関心のある子どももいると思いますので、そういったところを模索していけるのかなと思っています。その中で、ふるさと高見島とか瀬戸内海とか、そういうものに興味関心を持ったり、そしてその子たちがまた、その芸術祭において、大人になってボランティアとして活躍したり、そういうことに繋がっていくのかなど。そんなことを感じたりしております。やや具体的ではありませんが、以上、答弁とさせていただきます。

町長（丸尾 幸雄）

今の氏家議員の質問とか、そういう中で、ちょっと思い出したんですけども、そのワークショップのことなんですけども、最初に高見島で瀬戸内国際芸術祭を行った時に黄色いハンカチプロジェクトというのがありました。それは全小学校だったと思うんですけども、アーティストが、その小学校の子どもたちにハンカチに色々なものを書いてもらう。再度になって申し訳ないんですが、その時に黄色いハンカチプロジェクトのようなものを子どもたちに、もう一度、やってもらうということも氏家議員との話の中で考えていたところでもありますので、そういうことも考えて、これから実現出来ればいいなと思っておりますので、どうかよろしくお願い致します。

副町長（岡部 登）

氏家議員の再質問に答弁をさせていただきます。

先ほど町長が申し上げたような、そういうイベントがあった時に私は、産業課長で担当しておりましたので、確かに自分が作ったやつを見に来る小学生は親御さんを含めて多かったような気がします。それ以外にワークショップで言いますと、名前は忘れたんですが、色々な砂浜で出来たものを黒く塗るというものがあったような気がしますし、それから、古民家の香露軒の中でインドネシアかどこかの楽団が来て、それを皆さんでワークショップみたいな形でやるのもありましたし、色々そういうのは、小さいやつがポロポロ計画はされるようになると思います。それから先ほど申し上げましたバスの運行なんですけれども、そのことについても2,013のときに検討したのが、1番に、ここにこられる人が望んでいるのは、船に遅れないように行きたい。駅に降りて船の時間までにきちんと行きたい。それから船から帰ってきたら、電車に遅れないように行きたい。電車は1時間に1本ぐらいしかありませんから、そういうことを1番望んでいच्छる。朝とか夕方にバスを町内を走らせることも検討したんですが、朝だとお店が開いてないんですね。9時の船ですので、その前の8時台ですから、開いているところが少ないということで、その辺

のことについても検討はさせて頂きましたけれども、なかなか現実には難しいところが多々あるということもありました。ワークショップについては、これからどんどん色んなものが出てくると思っておりますので、よろしく願いしたらと思います。以上、答弁とさせていただきます。

議員（氏家 法雄）

今、町長・副町長から提案と言いますか過去の事例の紹介があったかと思うんですが、吉田課長の方からも同様の趣旨の答弁を頂いておりますが、例えば、ワークショップになっちゃうと、また、ある意味でいうと学校の方には時間的な負担がかかるってところがあれば、例えば、その黄色いハンカチのようなものをハンカチでやるのか絵手紙でやるのか、手を押すのかとか、そのやり方というのはこれから、例えば、月1回やってる校長会・園長会のようなところで、内容というかやり方は検討して頂いたらいいと思うんですが、1番簡単なものを夏休みの宿題にしちゃえば、絵を描いてくるみたいな。それを例えば、港に会期中は展示をしてあげる。それが利用者のおもてなしの地元の中学生、小学生・幼稚園児のアートという形で立てれば、必然的に描いた子どもと親は見に来るっておっしゃってました。だとすれば、そこから高見島への道というものも開かれていくんじゃないかなと思うので、予算的なコストも非常に抑えられ、かつ、町内の児童・生徒が地域の魅力を発見するきっかけにもなる。芸術祭に触れてしまう可能性も出てくることになりうかと思っておりますので、こちらの方は、今、町長さんの方からもこういうのがありましたっていう提案がありましたので、その2025年版っていうものをちょっと真剣に急いで考えて頂けると楽しいのかなと思います。

なぜ地域の魅力を再発見することが大事なのかっていうことで、作家の小倉 美恵子さんというのが、諏訪式という本を書いています。諏訪というのは長野県の諏訪地方のことなんですけど、この長野県の諏訪地域というのは、ご存じのとおりセイコーエプソンを初めとする電子機器とか光学機器の日本を代表するイノベーションの震源地であり続けている地域です。その小倉さんが住む長野県の諏訪地域を歩きながら、なぜそうなったのかということを探っていくんですけども、その中で古来から外来者と渡り合い、その力を引き寄せて自らの土地を活かしてきた。あるいは上京してもなお、諏訪の風土をその身に宿す諏訪人の姿がそこにあるからだとその要因を見定めています。

色んな人と触れる機会の多くなるのが瀬戸内国際芸術祭ではなかろうかと思っております。開催方針の中では、交流・学習・共同・観光、感幸というのを感じるに幸ということですが、観光と感幸ということで、例えば来園者に対して土地の力を伝え元気を与えるとともに地域住民の誇りを呼び戻すとあります。だとすれば、例えば最初に取り上げたように経済的な効果とか観光力の強化というところも期待されてしかるべきで活用していくことが大切なんですけれども、地域の住民たちにとっても多度津

で頑張っていこうというモチベーションだとか、地域に関わっていこうというものを高めていく一つのチャンスになるんじゃないかと思います。古来から外来者と渡り合い、その力を引き寄せて自らの土地を活かしてきた諏訪人の秘訣を芸術祭は私たちに提供しているのではないかと思います。幸い、本町では芸術祭の開催は最終盤の秋会期となります。3年先に課題を先送りするのではなく、今から急いで対応することで地域の経済活動も児童・生徒への教育も、また、その車輪の両輪によって地域全体の活性化についてもトータルに対応出来るのではないかと思います。これまで色んなものが課題にはなってるんですけど、例えば昨日も合田邸・重伝建の問題も出てきたんですが、多度津町の今、本当に最大の問題というのは、点と点があるだけで面になってないってことなんですね。なかなか時間がないんですけども、それを今回というのは、面に切り替えていくチャンスだと思います。先ほどの黄色いハンカチのような取組を続けていくこと、こういうことからでも出来ることだと思いますので、ここはひとつ知恵を絞って、急ぎ課題に対して対応して欲しいとお願いしまして2番、氏家 法雄の一般質問を終わります。有難うございました。

議長（金井 浩三）

これをもって2番、氏家 法雄 議員の質問は終わります。

次に14番、尾崎 忠義 君。

議員（尾崎 忠義）

14番、尾崎 忠義でございます。

私は、令和7年6月多度津町議会第2回定例会におきまして、1. 町民の熱中症から命と健康を守る取組について、2点目に深刻な物価高騰に対する町の独自対策は、3点目にデマンドタクシーの町の試験運行についての3点を町長、教育長、そして各関係課長に対し、一問一答方式により一般質問を致します。

今回、私事ですが、体調不良のため十分な質問が出来ないかも知れませんので、あらかじめご容赦をお願い致します。

まず最初に、町民の熱中症から命と健康を守る取組についてであります。

日本で、この1年間に発生した極端な高温の日数は、人為的な気候変動、つまり地球温暖化、これがなかった場合の1.3倍に増えていた。これは、ワールドウェザーアトリビューション（WWA）などの国際研究グループがこの5月30日、温暖化影響の報告書を発表致しました。WWA共同代表のクリーデリケ・オットー博士は「新たな厳しい警告として受け止める必要がある。気候変動は現実に取り命を奪っている」と指摘し、化石燃料から再生可能エネルギーに転換する必要性を訴えております。研究グループは247の国、地域の昨年5月からの1年間の気温データを分析を致しております。各地での過去の観測値を基に地域ごとに定義した極端な高温の日が、どれだけあったのかを温暖化がなかった場合に予想される日数と比較を致

しました。その結果、世界人口の半数に当たる約40億人について極端な高温を経験した日数が温暖化によって30日以上増えたことが分かりました。日本での極端な高温の日は72日間でしたが、気候変動がなければ、54日間にとどまったという分析結果でございました。また、この期間に発生した67件の極端な熱波について分析したところ、全ての事象が温暖化の影響で発生確率が高まっていたことが判明しており、温暖化の影響が最も強かったのは太平洋諸島で、昨年5月に起こった熱波で発生確率が69倍以上高まっていたとのことであります。今、全国の地方自治体にとって毎年の猛暑から「住民の命と健康どう守るか。」喫緊の課題となっております。気象庁は、2024年の夏の平均気温が一昨年、つまり2023年と並んで統計開始以来、最も高かったと発表致しております。体温調整機能が低下している高齢者の方、持病のある方、乳幼児などには、特別な配慮と注意が必要であり、家庭のエアコンが命綱となっており、熱中症対策は、多くの自治体で求められております。そこで、お尋ねを致します。

第1点目に、高齢者世帯などへのエアコン購入、設置費用の補助制度が町にはあるかどうかをお尋ねを致します。

高齢者保険課長（松浦 久美子）

尾崎議員の高齢者世帯などへのエアコン購入、設置費用の補助制度が町にはあるかについてのご質問に答弁をさせていただきます。

本町においては、高齢者世帯へのエアコン購入、設置費用の補助制度はありません。以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

熱中症による医療費の増大から見ますと、この補助制度は、絶対必要ではないのかということをお伺い致します。

副町長（岡部 登）

ただ今の尾崎議員の再質問に答弁をさせていただきます。

熱中症になる方が高齢者の方が多い。その方が、エアコンがないためにそういう風になるということが何かしらそういう証拠なり、それがはっきり分かりましたら、そのことについては、検討していかなければならないという風には考えております。以上、答弁とさせていただきます。

健康福祉課長（山内 剛）

尾崎議員の再質問に答弁をさせていただきます。後に答弁する予定でしたが、高齢者の方とかでエアコンの新規購入や買い替え費用に関する相談をしなければならないような世帯の方につきましては、多度津町社会福祉協議会が実施しております低所得者向けの貸付け制度である生活福祉資金貸付け制度など既存の制度の周知に努めていきます。以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

2点目でございます。生活保護者世帯へのエアコン購入、設置の助成について町にはあるのかどうかをお尋ねを致します。

健康福祉課長（山内 剛）

尾崎議員の生活保護世帯へのエアコン購入、設置費用の助成についてのご質問に答弁をさせていただきます。

本町では、生活保護世帯に対するエアコン購入、設置費用の助成は実施しておりません。先ほど再質問で答弁させていただきましたとおり、エアコンの新規購入、または買い替え費用に関する相談を受けた場合には、多度津町社会福祉協議会が実施しております低所得者向けの貸付け制度である生活福祉資金貸付け制度など既存の制度の周知に努めていきます。以上、答弁とさせていただきます。

議員(尾崎 忠義)

再質問を致します。社協の生活福祉貸付金制度は返済しなければならないので、利用は難しいのではないかと。また、今まで活用した例はあるのかをお尋ねを致します。

健康福祉課長（山内 剛）

尾崎議員の再質問に答弁をさせていただきます。

生活保護世帯の方々には、生活資金としての生活保護の世帯への金額も援助させて頂いておりますが、エアコンの購入とかに困る場合には、生活設計等、生活保護費のやりくりをして頂いて、生活福祉資金の貸付けの計画を立てて貸付けをして頂くようになると考えております。そういう方々に資金を貸付けたことはあるのかどうかの実績につきましては、資料を持ち合わせておりませんので、答弁を差し控えさせていただきます。以上、答弁とさせていただきます。

議員(尾崎 忠義)

次に3点目でございます。高齢者生活実態調査を実施し、項目の中にエアコンの有無、保有数を質問し、記入するなど、また、ひとり親世帯などへの対象拡大や電気代への補助、この設置や改善をすべきではないのかをお尋ねを致します。

高齢者保険課長（松浦 久美子）

尾崎議員の高齢者生活実態調査を実施し、エアコンの有無や保有数を把握し、ひとり親世帯も対象にした電気代の補助制度の設置や改善をすべきではないかについてのご質問のうち、高齢者生活実態調査を実施し、エアコンの有無や保有数を把握し、電気代への補助制度の設置や改善をすべきではないかについて答弁をさせていただきます。

実態調査につきましては、令和8年度に介護予防・日常生活圏域ニーズ調査を実施する予定ですので項目を追加して行うことは可能であると考えています。また、介護認定を取得し、ケアマネジャーがいる方は、ケアマネジャーが生活環境を把握しています。

電気代の補助制度につきましては、電気代に限ってではありませんが、国からの低所得者への給付金で賄って頂いたり、電気代の負担削減のため省エネ家電買換促進臨時補助金を活用して頂いたりしていると思います。また、地域交流センターをはじめ、町内8箇所にクーリングシェルターを設置しています。介護予防の観点からも家に閉じ籠るのではなく、買い物等の外出をした際に立ち寄ることで電気代の削減に繋がるのではないかと考えます。以上、答弁とさせていただきます。

健康福祉課長（山内 剛）

尾崎議員の高齢者生活実態調査を実施し、エアコンの有無や保有数を把握し、ひとり親世帯も対象にした電気代の補助制度の設置や改善をすべきではないのかについてのご質問のうち、ひとり親世帯へのエアコン購入、設置費用の助成等について答弁をさせていただきます。

現在のところ、本町では、ひとり親世帯に対するエアコン購入、設置費用の助成や電気代への補助、制度の設置や改善について実施する予定はありません。

このため、先ほども答弁させていただきましたが、エアコンの新規購入又は買い換え費用に関する相談や電気代の補助などの相談を受けた場合には、多度津町社会福祉協議会が実施している低所得者向けの貸付制度である生活福祉資金貸付制度等、既存の制度の周知に努めていきます。以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

再質問をさせていただきます。町内8箇所のクーリングシェルターはどこどこなのかをお尋ねを致します。

住民環境課長（土井 真誠）

尾崎議員のクーリングシェルターの8箇所の場所についての再質問に答弁をさせていただきます。

町内の施設につきましては、地域交流センター1階のエントランスホールと2階ホワイエとマルナカの多度津店、また、高松信用金庫多度津支店、それと郵便局の多度津支店と東浜・海岸寺・豊原、この8箇所となります。以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

次に4点目でございます。熱中症による健康被害が深刻化しているため、経済的な事情でエアコンを購入することが困難な世帯のうち、健康被害を特に受けやすい65歳以上の高齢者を対象にエアコンの購入、設置に係る費用を助成すべきと思うが、どうかをお尋ねを致します。

高齢者保険課長（松浦 久美子）

尾崎議員の高齢者を対象にエアコンの購入、設置に係る費用を助成すべきと思うがどうかについてのご質問に答弁をさせていただきます。

全国的に高温を記録する都会などの自治体においては、高齢者の非課税世帯を対象

に上限を設定してエアコンの購入費の助成を実施している自治体もありますが、県内においては現在、実施している自治体はありません。今後は、県内や近隣の市町の動向を注視してまいります。以上、答弁とさせていただきます。

議員(尾崎 忠義)

次に5点目でございます。町内各小学校体育館、つまり、緊急避難場所へのエアコンの導入、設置の計画はあるのかどうかをお尋ねを致します。

教育総務課長(池田 友亮)

尾崎議員の町内小学校体育館へのエアコン導入設置の計画についてのご質問に答弁をさせていただきます。

議員もご存じのとおり、本年度、多度津中学校の体育館に空調設備を設置するための工事を実施しています。

各小学校の体育館においては、現在、空調設備設置の計画はございません。ただし、大型扇風機やスポットクーラーなどを整備しております。以上、答弁とさせていただきます。

議員(尾崎 忠義)

次に6点目でございます。町内各幼稚園、小学校、中学校の熱中症対策はどのようにしているのかをお尋ねを致します。

教育長(三木 信行)

尾崎議員の幼・小・中学校での熱中症対策についてのご質問に答弁をさせていただきます。

幼・小・中学校では暑さ指数(WBGT)を把握し、それに合わせた運動量の調整や休憩時間の確保、水分補給を行うようにしています。また、運動前後や運動中の子どもたちの体調を把握し、体調の変化に素早く気付けるようにし、体調不良時に運動することがないように気を付けています。また、暑くなり始める前から徐々に運動量を増やすなどし、段々と暑さに慣れていけるようにしています。塩分タブレットを必要に応じて補給出来るようにしたり、こまめな水撒きやミストの準備をしたりし、地面の温度や体温を下げられるように工夫もしています。中学校の部活動時の対策としては、特別活動室に冷房をかけ、休むことが出来るような環境を整えたり、休日の部活動の際には自動販売機を活用してスポーツドリンク等の購入が出来るようにしたりしています。教室内での授業では空調設備を活用し、教室内の温度を適切に管理するように心がけています。登下校時についても子どもたちに涼しい服装や帽子の着用、日傘の使用、適切な水分補給などについて指導をしています。以上、答弁とさせていただきます。

議員(尾崎 忠義)

次に7点目でございます。消防本部の救急車の出動体制と病院搬送先及び受入れ

体制への準備は万全かどうかをお尋ねを致します。

消防長（青木 孝一）

尾崎議員の消防本部の救急出動体制と病院搬送体制及び受入れ体制の準備についてのご質問に答弁をさせていただきます。

近年の救急需要については、少子高齢化の進展、気候変動、感染症の流行といった要因や救急業務へのニーズの多様化により、今後も緩やかに増加傾向と予測されております。

当本部の救急出動体制は、消防庁による消防力の整備指針に基づき、高規格救急自動車を2台運用するとともに救急救命士1名～2名の乗車体制を整備し、救急業務の安定的な維持と救命率の向上を図っております。さらに救急事案が多発し、当本部が保有する2台の救急車で対応困難な場合には中讃消防指令センター共同運用に基づき、中讃広域市町村圏消防相互応援協定書の運用に係る申合せ書により、救急ゼロ隊運用による相互応援体制を構築しております。また、病院搬送及び受入れ体制への準備については、県内消防本部及び香川県メディカルコントロール協議会と連携し、救急医療機関との情報共有に努め、県が運営する広域災害救急周産期医療システム「医療ネットさぬき」を活用することで傷病者の情報や医療機関の受入れ状況など関係機関が救急医療活動に必要な情報を活用出来る体制を整備しております。

当本部でも救急車に積載しているタブレット型通信端末から「医療ネットさぬき」を活用し、医療機関と情報を広域的に共有し、救急事案の混雑状況や傷病者の状態に応じた適合医療機関の選定を行い、迅速な傷病者の搬送に努めております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

再質問を行います。昨年の緊急アラートの発生回数と熱中症患者の搬送人数が分かれば教えて頂きたいのですが、いかがでしょうか。よろしく申し上げます。

消防長（青木 孝一）

尾崎議員の再質問に答弁をさせていただきます。

現在、緊急アラートの件数については、申し訳ございません。手持ちに持ち合わせておりませんので、改めて報告させていただきます。

熱中症事案についての救急事案ですが、昨年、令和6年5月1日から令和6年9月30日までの香川県の熱中症サーベイランスの調査に基づく資料を報告させていただきます。救急隊の判断による熱中症の疑いを含む搬送は、5月から9月の間に47件、そのうち、確定診断を頂いた熱中症の件数は37件となっております。そのうち、死亡についてはゼロ件、重症についてもゼロ件となっております。現在、今年度においても5月1日から調査が始まっております。今年度は、確定診断を頂いているのは、中等症の1件のみであります。以上、答弁とさせていただきます。

議員(尾崎 忠義)

次に深刻な物価高騰に対する町の独自対策はについてであります。

帝国データバンクは5月30日、主要食品メーカー195社が、この6月に値上げをする予定の飲食料品が1,932品目に上がると発表致しました。前年同月比約3倍で6箇月連続のプラス。米高騰を背景にパックご飯などの値上げが目立ちます。原料米の価格上昇を理由とする値上げは100品目を超えます。東洋水産は、パックご飯「あったかごはん」の税抜きの希望小売価格を217円から253円にします。味の素は「味の素KKおかゆ」全6種などの出荷価格を約10%から11%上げます。原材料高に加え、物流費や人件費の上昇圧力も根強いところから、帝国データバンクは今年1年間の値上げについて「2023年以来となる年間2万品目を超える可能性が高い」と指摘しております。

国民生活は今、深刻な物価高騰にトランプアメリカ大統領の一方的な関税措置が追い打ちをかけ、暮らしと営業の不安は増すばかりで、中でも物価高騰が地域住民の暮らしと中小企業の営業を脅かすもとで地方自治体による支援が求められている訳であります。

そこでお尋ねを致します。第1点目は2024年度の補正予算で予算化された重点支援地方交付金、つまり、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の推奨事業メニュー6,000億円のうち、都道府県分と市町村部分は、交付限度額2,700億円のおよそ5割に当たる1,313億円が残っているとのことでありました。ちなみに香川県では、都道府県分として39億1,055万2,000円で交付残高はゼロ、つまり0%ですが、市町村分としての交付限度額25億4,122万円のうち、交付残高は10億2,886万円で40%の交付率、つまり、これは3月時点でございます。となっておりますが、我が多度津町では100%の交付金の合算額になっているのかどうかお尋ねを致します。

町長(丸尾 幸雄)

尾崎議員の重点支援地方交付金の交付額についてのご質問に答弁をさせていただきます。

本町における国の令和6年度補正予算に係る当該交付金の推奨事業メニューにおける交付限度額は4,319万8,000円であり、そのうち令和6年度実施計画に計上した2,514万8,000円については、既に国からの交付を受けております。

次に、その残高1,805万円につきましては、国に対して翌債承認申請を行った上で、金額を令和7年度実施計画に計上することとしており、先般、県に対して当該実施計画書の提出を行ったところであります。なお、当該交付金につきましては100%活用する方向で対象事業の取りまとめを行うよう指示をしております。現在、国による実施計画の確認が行われた後、8月中旬を目途に交付決定が行われる予定となっております。その交付決定を受けた後は遅滞なく国に対し、当該交付金の請求を行っていく予定としております。以上、答弁とさせていただきます。

議員(尾崎 忠義)

2点目でございます。重点支援地方交付金の交付金残高の活用で町の実情に応じた対策・具体化はどうかをお尋ね致します。

政策課長(吉田 拓也)

尾崎議員の重点支援地方交付金を活用した対策や具体化についてのご質問に答弁をさせていただきます。

国の重点支援地方交付金における推奨事業メニューは、エネルギー・食料品価格などの物価高騰の影響を受けた生活者や事業者の支援を主たる目的とする事業であって交付金による支援の効果が当該生活者などに直接的に及ぶ事業に活用することが要件となっており、その具体的な使途については、地域の実情に応じて自治体ごとにきめ細やかに検討することとされております。

本町においても国から出された情報を遅滞なく全部署に共有を図るとともに実施する事業の検討や選定を行い、国の令和6年度補正予算に係る当該交付金の目的に資する事業を順次実施しているところです。

具体的な実施事業については、令和6年度事業として「物価高騰による小・中学校の給食費の負担軽減事業」と「防犯灯設置補助事業」の2つの事業を実施しました。

また、令和6年度からの繰越事業として、現在、「省エネ家電買換促進事業」と「プレミアム付商品券販売事業」の2つの事業を実施しており、併せて国の翌債承認を受けた令和7年度事業として、引き続き「物価高騰による小・中学校の給食費の負担軽減事業」、「防犯灯設置補助事業」及び「防犯カメラ設置補助事業」の3つの事業を実施計画に計上しています。

今後も当該交付金を活用し、物価高騰の影響を受けた町民の方や事業者に対する支援が適切かつ迅速に行えるよう、引き続き、庁内で緊密な連携と情報共有を行いながら事業担当課とも協力して取組を推進していきます。以上、答弁とさせていただきます。

議員(尾崎 忠義)

ただ今、答弁がありましたように省エネ家電買換促進事業として実施するとのことでしたが、この際、クーラーの買い換え補助は出来ないのかどうかをお尋ね致します。

住民環境課長(土井 真誠)

尾崎議員のクーラーの買換について省エネ家電買換促進臨時補助金の対象と出来ないかとの再質問に答弁をさせていただきます。

この省エネ家電買換促進臨時補助金の品目と致しましては、現在エアコンを含めております。エアコンと冷蔵庫、テレビ、LEDの照明器具を品目としておりますので、クーラー等も対象としております。以上、答弁とさせていただきます。

議員(尾崎 忠義)

次に3点目でございます。プレミアム付商品券の交付について、現時点での進捗状況はどうかをお伺い致します。

産業課長(植松 肇)

尾崎議員のプレミアム付商品券の現時点での事業進捗状況についてのご質問に答弁をさせていただきます。

令和7年度物価高騰対策として実施しています多度津町プレミアム付商品券の販売については、令和7年5月1日から5月31日まで往復ハガキによる応募の受付をしていました。6月4日現在の応募総数は5,493枚となっております。

一つの応募で、最大3セットまで購入が可能となっているため、現在、多度津商工会議所にて購入セット数の確認作業を行っており、販売予定の7月5日に向け準備を進めています。

販売セット数は15,000セットとなっておりますので、購入を希望されるセット数が15,000を超える場合は、抽選とさせていただきます。当落の通知につきましては、6月中旬の発送を予定しています。

なお、今回のプレミアム付商品券の使用期限は7月5日から12月7日までとなっていることから、使用期限についても町広報誌や公式SNSを通じて周知致します。

以上、答弁とさせていただきます。

議員(尾崎 忠義)

次に4点目でございます。活動の継続に苦慮している子ども食堂やフードバンクの実施団体に支援を強めることが大事だが、現況はどうかをお尋ね致します。

健康福祉課長(山内 剛)

尾崎議員の子ども食堂やフードバンク実施団体の支援についてのご質問に答弁をさせていただきます。

現在のところ、本町では子ども食堂やフードバンク実施団体の支援について実施する予定はありません。物価高騰の状況や近隣市町の支援状況を参考に検討したいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

議員(尾崎 忠義)

次に5点目でございます。肥料、飼料、種子などが高騰しており、農家への支援はどうか。また、海水温の上昇による環境悪化への漁業収入減の漁業支援はどうかをお尋ね致します。

産業課長(植松 肇)

尾崎議員の物価高騰に対する農業者及び漁業者への支援についてのご質問に答弁をさせていただきます。

議員のご質問にありますとおり、価格高騰の波は肥料、種子にとどまらず、資材費など様々な原材料費全般に及んでいることから、農業者を支援するため、令和4年

度と5年度の2箇年において国の臨時交付金を活用し、香川県が肥料価格高騰対策事業を実施しました。今年度につきましては同事業は実施していませんが、今後も物価高騰が農業経営に与える影響について県やJAなどの関係機関と情報共有を行い、引き続き国や県の動向を注視し、情報収集に努めてまいります。

漁業につきましては、議員ご指摘の海面温度の上昇など気候変動が漁獲量に与える影響について危惧するところであり、町内の漁業従事者からも「獲れる海産物の種類が変わってきた。昔と比べてイダコやアジが獲れなくなり、代わりにマダイやサワラの水揚げが増えた。」との声も聞こえているところです。

また、漁業の現場を支える漁業従事者の数も大きく減少していることから、働き手の確保が大きな問題であると認識しています。漁業者への支援につきましても農業と同様に関係機関との情報共有や新たな事業についての情報収集に努めてまいります。以上、答弁とさせていただきます。

議員(尾崎 忠義)

次に6点目でございます。実質無利子無担保で行うゼロゼロ融資を営業主に対して実施すべきと思うがどうかをお尋ね致します。

産業課長(植松 肇)

尾崎議員の営業者に対するゼロゼロ融資の実施についてのご質問に答弁をさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症の対策として実施された緊急事態宣言より売り上げに影響を受けた個人事業者や中小企業に対し、国が実施した実質無利子・無担保で行う融資、いわゆるゼロゼロ融資は多くの事業者が2023年7月から返済を開始しています。しかしながら、個人事業者や中小企業の中には、多くの借入に対し、売上が改善しないケースも散見されることから、必要に応じて早期に事業再生の取組を進める必要がある事業者に対し、経営サポート会議や中小企業活性化協議会などの支援に基づいた再生計画を策定し、事業者が事業を再生するために必要な資金の借入を保障する「経営改善サポート保証」を国が実施しています。

また、県では香川県中小企業活性化協議会の支援を受け、経営サポート会議による検討に基づいて策定した「経営改善計画」に基づき、事業の再生を図る事業者を対象とした「中小企業再生支援融資制度」などを設けています。

現在、多度津町独自にゼロゼロ融資を行う予定はありませんが、国や県が行う金融支援に加え、本町においても同様に「多度津町中小企業融資制度」を設けており、町ホームページにて公開しております。問い合わせや申請がありましたら、即対応出来るよう、円滑に事務処理を進めてまいります。以上、答弁とさせていただきます。

議員(尾崎 忠義)

再質問を行います。廃業、転業、倒産が現在、進んでいる厳しい営業者を支えるために行政の全面的な支援が必要となっております。この全面的な支援が今ほど必

要ではないのかどうかをお尋ね致します。

産業課長（植松 肇）

尾崎議員の再質問に答弁をさせていただきます。

現状、コロナを経まして中小企業を中心とした体力のない企業につきましては、返済をもとにした倒産ということがニュースにもなっております。多度津商工会議所におきまして、それらの調査を行って頂いております。中には資金繰りが悪化しているというご意見もございますが、セーフティネット制度などを活用し、なるべく早い段階で事業を再建出来るよう、関係機関と取り組んでまいりたいと思っております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

次に7点目でございます。学校給食の質を下げないため、さらに学校給食食材費の物価高騰分に相当する食材費を支援した上で学校給食費の無償化を実施すべきだと考えておりますが、どうかをお尋ね致します。

教育総務課長（池田 友亮）

尾崎議員の学校給食の質を下げないため、さらに学校給食食材費の物価高騰分に相当する食材費を支援した上で学校給食費の無償化を実施すべきだと考えるが、どうかのご質問に答弁をさせていただきます。

学校給食の単価においては、物価高騰の影響から令和5年4月に価格改定を行いました。現在でも物価高騰は続いており、学校給食における適切な栄養の摂取や品質の保証のため、令和7年4月より価格改定を実施しています。

物価高騰分に対しては、子育て世代の負担軽減を目的として物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金等を活用して町費で対応しております。

学校給食費の無償化については、本町単独事業として実施するのは、継続的な予算措置が見込めない状況においては困難なため、国や県に対し要望を続けてまいります。以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

最後にデマンドタクシーの町の試験運行についてであります。

これについては、1点目に現状の取組、進捗状況、補助金の活用と財源及び実施予定月についてお尋ね致します。

政策課長（吉田 拓也）

尾崎議員のデマンド型交通の実証実験の進捗状況についてのご質問に答弁をさせていただきます。

デマンド型交通の実証実験について、現時点では令和7年3月定例会総務教育常任委員会で議員の皆様にご報告させて頂いた内容から進捗を含め変更等はありませんが、その報告を行った時点では詳細な情報が示されていなかった国土交通省所管の補助金について国から補助スキームが示されるとともに、それに併せて遅滞

なく交付申請を行いましたので、その補助制度の概要をご説明させていただきます。  
今回の実証実験の実施に当たっては、国土交通省所管の「交通空白」解消緊急対策事業を活用します。

当該補助金は、令和7年度に新たに創設された補助制度であり、交通空白の解消に向けて地域におけるA I デマンドなどの交通サービスの導入を国が後押しするため、具体的な導入手段に関する調査から実証運行、それらを踏まえた利用データなどの分析までをワンストップで補助金によって支援するというものでございます。次に、その補助率については事業費500万円までが定額補助、事業費500万円を超える部分については、2 / 3の補助率となっています。

現在、当該補助金の採択通知を受けて交付申請を行っている段階であり、今後は国からの交付決定を受けた後に導入システムや運行事業者の選定などの具体的な事業内容について、順次決定していく予定としております。

今後も具体的な進捗や決定事項などがありましたら、これまでと同様に議会の皆様に遅滞なくご報告しながら、デマンド型交通の実証実験を進めていきたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

議員(尾崎 忠義)

再質問を行います。ただ今の答弁の中で実施予定月が答弁がなかったもので、これをお願いします。それとデマンドタクシーのメリット・デメリットも分かれば、具体的に教えたいと思います。よろしくをお願いします。

政策課長(吉田 拓也)

尾崎議員の再質問に答弁をさせていただきます。

まず実施時期についてでなんですけども、今現在、国からの交付決定を待っているところでございます。今後、導入システムであるとか運行して頂ける事業者の方の選定などを順次、行っていきます。デマンド型交通の内容についても業者の方々と協議を行いながら、多度津町に合ったものを具体的に決定していくこととなります。また、併せて運行車両の購入等にも一定の期間を要するという風に考えております。今、現時点で、いつから実証実験を開始出来るかというところは、具体的に申し上げることは出来ませんが年度中の出来るだけ早い段階で実証実験の方を開始したいと思っております。

続いてデマンド交通のメリットについてでございますけれども、まず、デマンド交通というのは、乗り合い型で行きたい目的地まで住民の方が向かうことが出来る。今、本町で検討しておりますのは、出来るだけドアツードアの運行予定をしておりますので、そのような運行形態の中で交通サービスが提供出来るという内容になっております。金額の方もタクシーよりも安く、コミュニティバスと言われるものよりも値段が若干高くというところで、その中間のような位置付けの交通手段であるということでございます。以上、答弁とさせていただきます。

議員(尾崎 忠義)

再々質問を致します。個別問題には全く踏み込んでおりません。そこで、この主体が多度津町なのか事業者なのか。また、法定協議会、つまり、町とか交通事業者、利用者、道路管理者、警察など、これらの取組、また、循環型公共交通として電気自動車を使用する。つまり、CO<sub>2</sub>の排出は、脱炭素社会の形成に必要と思われます。また、車では車椅子対応のものの車両なのかどうかをお伺い致します。

政策課長(吉田 拓也)

尾崎議員の再々質問に答弁をさせていただきます。

デマンド型交通の実施主体と致しましては、事業者さんの方に実施を頂くようになります。町の方から事業の方を委託をして実施という形となります。車両につきましては、出来るだけ環境に配慮したハイブリッド型での運行を現在、予定しております。以上、答弁とさせていただきます。済みません。追加でございます。福祉車両ということだと思いますけれども、出来るだけ多くの方に利用頂けるように、今現在、車両の選定に当たっては、そのような車椅子をご利用されてる方も利用出来るような形も検討はしております。今現在、まだ車両の選定は具体的に行っておりませんので、今のところは、そのような方向で検討は進めております。以上、答弁とさせていただきます。

議員(尾崎 忠義)

これで、私の一般質問を終わります。有難うございました。

議長(金井 浩三)

これをもって、14番、尾崎 忠義 議員の質問は終わります。

以上をもちまして、本日の日程は全て終了致しました。

これにて、散会致します。

有難うございました。

一同、ご起立をお願いします。礼。

ご着席下さい。

散会 午後2時54分

以上、会議の次第を記載して、その相違ない旨を証するためここに署名捺印する。

令和7年6月11日  
第2回多度津町議会定例会

議 長

議 員

議 員

事務局長

書 記